

# 自治研 1981 1

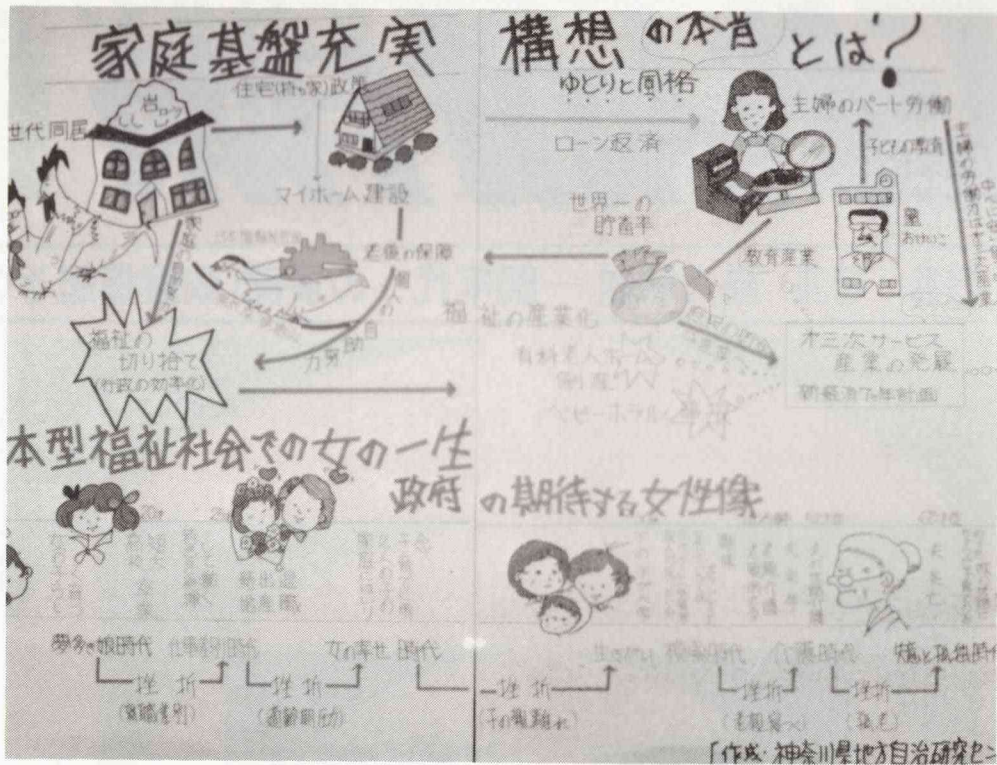
1981

1

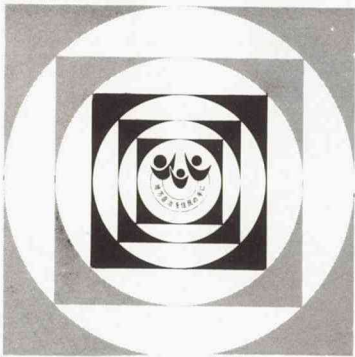
No. 38 特集 婦人問題—80年代への展開(政策提起その2)



神奈川県地方自治研究センター



12.6 シンポジウム会場に掲示された 婦人問題のパネル



もくじ CONTENTS

婦人問題 — 80年代への展開

革新県政を推進するための政策研究会

婦人問題分科会(主査 久場嬉子・東京学芸大)

婦人問題を考える視点(総論)..... 3

I 婦人労働行政の現状..... 6

II コミュニティ福祉における婦人問題..... 14

III 女性生涯教育の理念..... 18

IV 新しい家族の創造と女性労働..... 30

V 「家庭基盤充実構想」への批判..... 38

VI 婦人総合センターの建設と運営..... 44

VII 婦人問題に関する提言..... 47

編集後記..... 49

# 婦人問題

## —80年代への展開—

革新県政を推進するための政策研究会

婦人問題分科会

(主査 久場嬉子・東京学芸大)

### はじめに

婦人問題分科会では半年後に中間報告の形で研究の成果を発表することで活動を続け、8回の分科会と10数回の事務局会議を開催し、婦人問題の

基本的課題と施策の体系化を図るため、新神奈川計画を点検し(労働、福祉、教育)行政システムにおける男女差別、家庭基盤充実政策と家族家庭問題、さらに40億円を投入して建設する「婦人総合センター」の管理運営について研究結果をまとめました。以下、80年代の婦人問題の展開についての問題提起を行います。

## 婦人問題を考える視点(総論)

### 1. 女性労働の構造的変化

今日の労働市場にみられる大きな変動は、一つに産業・職業間の比重の変化、今一つに労働力の高令化、そして第三に女性労働力の増加に求められる。雇用労働者の3人に1人が女性であるということは、今や常識であり、結婚しても働きつづける「定着型」の女性労働者が増加し、家庭婦人が新しく労働市場へ入っていく。更に今働いていなくても、機会さえあれば働きたいと考えている女性の数は、かれこれ現在働いている女性雇用労働者の数に匹敵するくらいいるのである。

働者の数に匹敵するくらいいるのである。

このような女性労働にみられる傾向が、日本経済の構造変化、いわゆる第三次産業化に結びついて生れてきたということは、留意すべき事からである。流通経済化、あるいはサービス経済化が、いわゆる「女性むき」といわれる新しい職業、職種を開拓し、そこに女性労働者が吸収されていく。高度経済成長期の強蓄積が、技術革新にともなって新しい労働ヒエラルキーをつくりだし、そこに女性労働者が低辺の単純労働者としてとりくまれていったこととともに、このような産業構造の転換にともなう女性労働力への要請は、日本を含めた先進工業諸国が到達した、一つの新しい段階をあらわすものといえる。

女性労働者の増加、あるいは女性（労働）問題の増大を生み出す背景の問題として、産業構造の変化や、高学歴化にもなって生じる若年労働力不足の補充という要因とともに、今一つ見逃すことのできない状況の変化が存在する。というのは、第三次産業化とは流通、金融等々の分野とともに、多種多様なサービス領域に企業化の波が浸透していくことに他ならないが、このことは、結局のところ我々市民が、様々なかたちで企業化されたこのサービスを、好む好まざるとにかかわらず購入せざるをえなくなるということをや意味している。すでに市民の家庭には、20年に及ぶ高度経済成長の過程において、大変な量のものを、すなわち石油加工製品としての多種多様な消費財を買ったのであったが、ともかく、このように生活、くらしに必要なモノや諸サービスを、市場で商品として買わねばならないという経済システムのもとでは、何よりこれらの商品を買うカネをえるために、今まで働いていなかった女性も否応なく働かざるをえなくなる。

ともかく、21世紀をまつまでもなく80年代に入った今、女性労働は、日本経済の実態的構造としてビルト・インされつつあるということは、まず何よりも正しく認識されるべきである。低経済成長下における世帯主の所得上昇の鈍化や、教育の高学歴化にもなう女性の自立志向の増加など、女性労働者の増加に迫車をかけるであろう諸条件も又出そろっている。いずれにせよ80年代の労働市場あるいは日本経済にとって、女性労働問題が一つの変動要因として働くであろう。

ところで、更に留意すべきことは、女性（労働）問題は、このように経済の変動要因として働くのみならず、もっとひろく、80年代日本の社会構造に大きな影響を及ぼすところの社会経済的変動要因であるということである。このことは、たとえば既存の社会全体のシステムが、いかに24時間サービス可能な存在としての専業主婦を、あるいは専業主婦のいる家庭を前提として作りあげられているかということを考えてだけでよくわかるだろう。すなわち現在の社会システムは、たとえば家庭生活のあり方、子供の保育や教育の仕方、あるいは病人や老人介護のあり方、更に又地域での

“ごみ”の処理の仕方、そして又これらに関わりあっている行政サービスのあり方や行政システムが、すべて働いていない専業主婦を“典型的”なものとし、性別役割分業を当然のこととしてつくり上げられている。したがって女性労働者の増加や女性の生活環境の変化にもなって、これら既存の社会システムが総体として、見直しを迫られることになる。産業の高度化、女性労働者の増加および定着は、労働の場はもちろんのこと、新しい福祉システムの形成を、新しい地域社会の創造を不可避とする。

## 2. 家庭基盤充実構想の問題点

さてここでとくに注意しなくてはならないことがある。というのは資本の強蓄積欲を決して失うことのない企業は、すでに自分の利益のために、若年労働力不足を補うところの、そして又高年労働者よりも「良質な主婦の労働力」に目をつけ、それに期待をよせているということである。そしてそのことがもたらすであろう社会的諸矛盾については、それが資本領域をおびやかすようなことがないように、着実に布石をうとうとしていることである。すなわち一方で必要なだけの女性労働力を必要なかたちで確保することを、他方ではそのことがひろく家庭、福祉、地域において深刻な問題を生みだすのを回避することを真剣に考えはじめている。つまり深刻な問題とは、たんに労働市場における問題——中高年男性労働者との意合や、女性労働者の失業の問題——のみではない。企業、政府が重要視しているのは、女性の地位の変化や女性が労働者化することによって必然的にひきおこされるところの、従来の「家庭基盤」の崩壊の問題であろう。

誤解をされないように言えば資本、政府が手放したくない従来の「家庭基盤」とは、子供の保育、教育にせよ病人・老人の介護にせよ、福祉労働的サービスを専一的に女性に、無償でまかせることのできるシステムに他ならない。一方で高度産業化にもなう女性の労働者化と、他方でこれが結



問題提起をする山田さん

果する従来の家庭基盤の崩壊を回避すること。すなわち女性の労働者化が現在の社会経済体制を根本から変革する要因とならないように様々な施策を実施すること、これが自民党及び政府、かつ経済界が今や積極的におしすすめようとしているところの、「家庭基盤充実政策」に他ならない。

その中味はまことに問題が多いとしても、ともかく女性労働問題がつくりだし、影響を及ぼす問題領域を見定め、自分たちの利益に有利となるように施策の体系化——家庭基盤政策は住宅・教育・福祉・地域政策などなど、総合政策であるをはかろうとしている資本・政府側と比べてみて、革新・労働者側は、それにとってかわりうる十分な問題意識と具体的な政策とを果してもっているであろうか。女性労働問題は、いわゆる「女の問題」にすぎないものとして、決してわが国の社会経済構造の変化の問題としてみようとしていないのではなからうか。成程食べるには困らないとしても、住宅・教育・老後といった費用のために、「もっと所得をえたいから」と答えて外に出る女性を、「もっとぜいたくをしたいから」と考える不心得な女だといわんばかりの見当ちがいな攻撃を、革新・労働者側がすることさえあることを、率直にみとめざるをえないであろう。

ともかく、女性（労働）問題は、女性労働者が「家へかえろう」と覚悟さえきめればことが解決するといったような問題では決してない。女性労働者の増加、女性労働のビルト・イン、そして新しく不断につくりだされる性格差、差別はより新しい蓄積段階に到達した資本制経済システムに関わる問題である。そしてその解決のありようは、たんに女性労働者の権利、福祉といった問題にか

かわるのみならず、家庭生活の新しい様式、新しい福祉システムそして今一つこれからの地域社会の創造に関する普遍的な問題である。したがって、女性の経済的自立をしっかりととりこんだ、そして広く労働から福祉までを包含する新しい社会経済プランを、何よりも革新の側から男女労働者の共闘のもとでつくりあげることが急務であろう。

### 3. 「差別」への取り組み こそ緊急課題

最後に今一つ、女性労働力の存在は今や資本・企業にとって予定された事からである。とはいえ資本が必要としているものは、「男性なみに働く」ところのごく少数のエリート勤労女性は別にして、大半は単純労働者あるいは「パート」の主婦労働者である。つまり女性労働者の増加は、今後女性労働者自身の間にも、新しい形態での格差を生み出していくであろうし、女性労働者は今まで以上に労働の場で、「男性なみ」の労働を要求されることにもなるだろう。男女の労働者の間に分裂のくさびを打ちこむ女性労働者の差別の問題、又女性労働者間に対立・格差を生み出す「パート」労働問題等々、労働の場はいよいよ厳しさを増すであろうと思われる。しかしそれだからこそ、一つには非人間的な労働を強いられている男性労働者の現在の労働のあり方を、変えること（まずは労働時間の短縮）、あるいは「パート」労働者の身分と権利を守ること、これらは男性女性を問わず労働者共通の課題となろう。懸案の労基法改正に対する批判は、就労の場においてすすめられるであろう労働強化に対抗する視点からとともに、このような問題の広がりにおいてとり組むべき課題である。

今年7月デンマークのコペンハーゲンで署名された「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の意味する重要性については、今後ますます高まっていくものと思われる。特に「労働」「教育」「国籍」と条約批准に向って大きな壁があるが、男性と共に「差別」に取り組むのが80年代への展開であろう。

# I 婦人労働行政の現状

## 1. 新神奈川計画, 改定実施計画から

- (1) 第3, 雇用の安定と働きがいの充実  
労働力人口の老齢化, 婦人労働力の貢献度の増加と同時に婦人労働者の進出に関する計画が欠けている。
- (2) 婦人労働者の労働環境がいまだ改善されずパート労働等の不安定雇用にガマンしている実態を分析しての, 相談・教育・啓発になっていない。
- (3) 年々深刻になる中高年婦人の生活権の確立のための労働の場をいかに確保していくかの視点がない。
- (4) 婦人問題は, 待っているの相談では解決に結びつかない, 掘り起し事業をとり入れなければならない。
- (5) 勤労婦人問題協議会の設置は評価するにしても, 労働条件の格差ではなく, 差別の問題すべてについて協議する組織でなくては意味がない。今後に期待する。
- (6) 労働災害による遺家族, 特に母子家庭については, 民生部と連携を密にし, その追跡調査から具体的な施策につなげるまで体制を整える必要がある。
- (7) 労働福祉の問題については, 現実に家庭を背負って働く, 特に中小企業の勤労婦人について, 社会的に受ける福祉はあまりにも少ない。この格差をいかに縮めるかが今後の問題である。
- (8) 職業訓練を女性が受けるには, 科目, 施設, 指導員, 保育所, 就職先, 収入の確保と幅広い問題解決が伴う。これからの需要にこたえる体系的な訓練行政に勤労婦人の問題を視点として取り入れるべきである。

## 2. 昭和54年版県の労働白書における婦人問題の視点

- (1) 昭和53年版との比較において  
神奈川県における昭和53年労働経済の推移と特徴の柱に「婦人の雇用問題」が立てられ, 新しく婦人問題に取り組む姿勢は評価できる。さらに白書にはないが, 勤労婦人問題協議会が55年度事業として発足し, 労政課には勤労婦人問題担当主査が置かれ, ようやく態勢が整えられつつある。しかし, 多摩川を1つ隔てた東京都とは, 制度, 予算, 人員等, 隔絶の感がある。  
(細部については, 婦人問題解決のための「東京都行動計画」の働く権利の保障と職場における男女平等の確保における施策内容と, 昭和55年度労働部事業概要の労働部主要事業体系図の施策内容を比べると明白になる。都の予算規模・人員と量的には比較できないとしても, 働く婦人は都も県も同じであり質的な問題としてであるのは言うまでもない。資料参照)
- (2) 神奈川県労働白書は, 「県に関する労働経済の推移と特徴」「経済の主な動き」「労働経済の動き」「労働事情」の4章で構成されている。これは, 国の白書に似かよった構成であると思われるが, 新神奈川計画の雇用の安定と働きがいの充実の構成との関係から理解しにくい。
- (3) 第1章4, 中高年齢者の雇用問題について独身中高年婦人の問題も戦後35年を経て重要である。平均余命の延び, 年金問題, 病人看護・本人の病気等婦人問題として取り組まなければならない。
- (4) 第1章5, 婦人の労働問題について, 女子就業者は50年以降大幅に増加しているが, そのほとんどが, 臨時日雇の増加であるが, これについて賃金との関係さらに, 業種, 規模等の関係

における分析がなされていない。また、労働基準法研究会が働く婦人に関する報告を行ったが、これについての問題点（論点）を整理し県民へ提供していない。また、婦人労働条件調査（事業所調査）を実施したことは評価できるが、それにもとづく事業所の今後の対策分析から県のとるべき方向を示すべきと思われる。まして国際婦人年の認識もない。

- (5) 第2章県経済の主な動き、第3章県労働経済の動き、賃金と労働時間、賃金格差の中で、男女別格差について触れているが、事実関係のみで分析がない。モデル賃金についても同様である。

さらに最低賃金制、特に家内労働法にもとづく最低工賃について触れていない。基準法からはずれ、労働環境劣悪な中で働かざるを得ない家内労働者の生活と生命を守ることが必要である。

- (6) 第3章のⅢ、勤労者家計収支の動きにおいて、実収入の伸び悩み（実質0.8%）は妻の収入が大幅に減少した。前年実質2.8%増であった妻の収入は名目39.1%、実質41.5%の大幅な減少となった。妻の収入が減った理由は分析されていない。データ不足かもしれないが、パート労働がいかに不安定就労であるかの証明であると思われる。

- (7) 第3章のⅣ、労働災害と労働衛生においては、労働基準局が調査元であることから国の白書と同じ報告と分析にならざるを得ないが、県における労働災害の実態と分析から初めて対策が生れる。何故発生したかの細かい分析が求められる肝心なところが脱けている。ちなみに53年度、休業4日以上死傷者数は、1万4,439人（+1.6%）、死亡者145人（+17.9%）、労災保険の新規受給者は5万4,439人にも及んでいる「…にも及んでいる。」との記述は評価したい。

- (8) 第3章のⅤ、労使関係の動きにおいて、地方労働委員会の活動のなかで、調整事件49件を個々の事件処理に触れながら傾向を見ているが、賃金、手当、人事等に関する事件に婦人問題が原因となるものがあるかどうか不明である。ある場合は明記していくよう今後の問題として提

起しておく。

- (9) 第4章、県労働事情、雇用の促進と職業の安定の2、中高年齢者の雇用促進について、3で指摘したように高年婦人の経済的自立がとらえられていない。

- (10) 同3婦人の雇用促進について、婦人の社会参加意識の高まりと環境の改善により就業希望が増えているが実際はパートなどに就職せざるを得ない、と分析している。ここまでは妥当であるが、「家庭生活と調和を図りつつ」とは、勤労婦人福祉法の玉虫色の宣言規定集の基本的考え方と一致するし、さらに新経済社会7カ年計画の第二部計画の目標と政策1完全雇用の達成と物価の安定、(2)具体的施策、(3)ゆとりある充実した職業生活の実現(3)女子労働者についての部分に見られる考え方と一致する。次にパート紹介機関として、横浜岡田屋及び川崎さいか屋に「ターミナル職業相談室」等計4カ所の相談室を設置し求職1,052件、新規求人1,591件、就職件数466件と実績は出されているが、パート労働のもつ基本的問題、低賃金、身分保障、福祉厚生、雇用調整、契約、等についての方向が出されていない。さらに、大学求人情報コーナーの状況について、4年制女子学生が今就職の場が厳しい情勢にあるが、この点からの分析が欠けている。

- (11) 同、Ⅱ能力開発と技能尊重において職業訓練の実態が報告されているが、どの統計資料も男女別の統計になっていない（付属統計資料47表～67表）。婦人問題の視点が欠けている端的な例である。

- (12) 同、Ⅲ近代的合理的労使関係の確立の4中小企業労働相談について、相談件数の増減より相談内容の具体的傾向の分析が重要であり、男女別の相談件数、さらに内容が婦人問題に関する相談内容であったかどうか今後求められると思われる。

- (13) 同、Ⅳ労働福祉の充実について、特に「職場環境、生活環境、余暇環境、勤労青少年、勤労婦人」の4本の柱を中心に中小企業労働者の福祉の増進に配慮を加えて実施してきたとされている。企業規模によるあらゆる労働環境の格差

は総じて年々広がる一方である。このため、県として、融資、制度、情報の提供、施設の提供、事業の充実をすすめていることは一定程度評価するとしても、職場内福祉の格差拡大解消、職場外、地域、家庭における福祉の格差解消について、総合的、体系的検討がせまられている。さらに勤労婦人は現実に家庭を背負っての職場活動である故により一層の問題をかかえているのである。これについて、総合的見地すなわち労働の分野だけでなく、社会福祉、地域福祉、住宅、健康、社会参加、さらに教育も含めた勤労婦人問題解決の道でなくてはならない。

(14) 最後に、神奈川県雇用推進会議による提言において、国際的、今日的課題としての婦人問題、勤労婦人の問題について、一言一句も触れていないのは、委員が全員男性であることに原因があるのか、県労働界も本音は男社会の労働の場に婦人が進出するのを善しとしないのではないのか。異論があるなら次のテーマに取り上げて見てはどうか、勤労婦人問題協議会も発足し、両輪として有効な施策への足がかりとなるのを期待する。

### 3. 昭和54年版国の労働白書における婦人問題の視点

今日国際的潮流である婦人問題解決の諸課題を特に労働部門でどのように解釈しているか、あるいは、していないかを先ず国政レベルで点検してみた。

I, 昭和53年労働経済の推移と特徴として, 1. 概況 2. 労働市場, 雇用, 労働時間 3. 賃金 4. 消費者物価と勤労者家計 5. 労働災害 6. 労使関係 に分けて概況を述べ, II, 労働力需給の展望と均衡回復への課題として, 1. 雇用失業動向 2. 労働力需給構造の変化と長期展望 3. 賃金決定 4. 賃金格差(年令・女子) 5. 勤労者の生活問題, 意識 6. むすび, として分析している。

新経済社会7カ年計画における国の経済政策の転換により、いくつかの新しい方策が出され、労働に関しても中高年齢層の雇用安定と産業構造の

変化に対応した雇用機会の拡大創出、労働時間の短縮を重点に取り上げている。しかし、高学歴化、主婦の労働市場への参入により女子労働の増加を予想しながら、雇用の質の向上について特にパート労働の問題について具体的施策は出されていない。さらに婦人の自立としての労働権、差別問題としての婦人労働の視点を全く持っていないと言えるが、この新経済社会7カ年計画を基礎とする労働白書にも当然のことながら、このような視点は欠けている。

(1) 女子中心の就業者増加〔1.2.(2)〕では、労働力率の増加で「こうした背景には、卸売・小売業・サービス業などにおいて、パートタイム労働者など女子労働者への需要が強いこともある」と言っていて、この業種にパートでしか就労できない現実については書かれていない。

(2) 「緩やかな改善が続いた家計支出」〔1.4.(2)〕とは何か。次項では、借金返済は増え、住宅ローン返済世帯で低い消費性向と言いつつ〔I, 4.(2)〕、さらに高齢化社会にともなう老人看護費用等一般的生活実感はかなり苦しかったという分析とされず、さらに特定品目の調査統計による消費者物価数のみをとらえ、「改善」との表現はよく言えたものとの感が強い。家計は改善されていない。

(3) 労働災害の動向〔I, 5〕では、53年以来死者数は増えつつけている。休業4日以上、重大災害、産業別、規模別の統計を出しているが、男女別の統計は見られない。人間の生命と身体が、労働により奪われた実態について基本的姿勢の問題であり、男や女がどのような職場で生命をなくし、職業病に患っているかは、今後の対策にも是非必要なものと思う。災害が発生した時点における調査において、当然に男女別が個票に記載されるはずである。男2,519万人、女1,280万人の雇用者からして当然のことと思う。

(4) II 労働力需給の展望と均衡回復への課題に移り、1. 最近における雇用・失業動向の特徴の(1) 雇用停滞の実態と背景において、男子の雇用増は1万人、女子の雇用は比較的堅調に伸び前年水準を29万人上回ったこと。求人増加が男子



の常用雇用の増加につながらないことについて、規模別にみた求人と雇用の動向、前職賃金と小規模企業の求人賃金とのかい離を述べ、そして低所得者層（パート等）の増加は、全体の所得の伸びの鈍化を招いているとしている。その結果、「男子の常用雇用の停滞をもたらしている背景としては、今回の回復期を通じて女子雇用に対する需要が増加していることがある」としている。もちろん、企業の減量化志向さらに所定外労働時間の増加にもふれてはいるが。

- (5) 失業者の増加とその背景〔Ⅱ, 1.(3)〕の中で「男子は、定年退職、雇用調整・（解雇）等、非自発的な理由による者が多いと思われる。女子は、結婚・出産等の自己都合と思われる自発的な理由による者が多い。」とされ、女は自分の都合で勝手にやめていってしまうとの印象を与えている。パートで働く中高年女性が一斉に首を切られる実態は述べられていない。同じく「失業者として顕在化しない労働者」について、53年3月に短時間就業者で長時間労働を希望する者は71万人、非労働力人口のうち仕事があるか、条件があえばすぐ仕事につきたいと考えている就業希望者は175万、両者を合わせると246万人にのぼるとされていますが、「婦人のための85の政策」（日本社会党婦人対策委員会）によると900万近くの就労希望の婦人がいるとされています。
- (6) 労働力の需給にみられる特徴と問題〔Ⅱ, 2.(3)〕において、女子雇用をめぐる問題として、「男子の伸びを上回って女子が増加している理由として、④3次産業比率の上昇 ⑤育児負担の軽減 ⑥一般的な需要の増加 ⑦賃金上昇率が低い」とし、要因を需要側と供給側に分けて分析し、育児負担が今後も軽減されれば女子比率は上昇するとしている。何故これが問題点なのか理解できない。そして、前項では、婦人の意識（社会参加）が就労の重要な要素として分析されているがここでは取り上げられていない。  
（分析担当局によって見解が異なるのか）
- (7) 労働力需給の長期展望〔Ⅱ, 2.(4)〕労働力需給において60年就業者は5,720万人、労働力人口は5,816万人（参考までにこの数値は、新経済

社会7カ年計画とはほぼ一致している。）完全失業者100万人弱、率は1.7%と改善されるとしているが、ここに至る留意点として「雇用構造の変化などを背景に女子就業者が増大し、男子中高年層に対する雇用需要が停滞するおそれがあることや、女子は離職しても、労働市場からリタイアしないこと」をあげている。女子の労働市場への著しい進出を正面から受けとめず、“めいわく”としてしか見ない感がある。

- (8) 女子労働者の賃金実態〔Ⅱ, 4.(2)〕において、男女間賃金格差の原因として、中高年層を中心とする中途採用の短勤続者が多い。年金の評価、勤続年数の評価、さらに結婚・出産により中断後再就職の時は無技能労働者として就業するため、これまでの経験が評価されない。また、賃金の分散が男子に比べて大きい（賃金が狭い範囲でしか決まらない）ことがあげられ、結果として賞与の支給にも大きな差があるとされている。これらの理由として、婦人の意識が指摘され、「通勤に便利だから」を選択の第1にあげている。低賃金業種に就業する者の割合が高いから格差は拡大する、そして女子労働者自身が就業に際して賃金面の条件について高い優先順位を与えないことによる面も否定できないと言い切っている。何をか言わんやである。家に縛られながら働かざるを得ないが故に、通勤の問題が第1にくるのは当然だし、行き場がないから低賃金業種でガマンしている。賃金を考えない女子労働者がこの世にいるとは思えない、まさに53年労働経済の分析のハイライトである。
- (9) 中高年世帯家計の変化と課題〔Ⅱ, 5.(2)〕高年齢労働者が働く理由として「働かないと生活に困るから」とする者が60~64才層で68.7%、65才以上で52.1%とある。安定した就業機会を確保するための環境整備が必要とされている。ここにおいて女子中高年の状況はきわめて深刻になりつつある同居率の低下、平均余命の延長と年金の不足等による独身高年婦人の生活権の保障が課題になる。
- (10) 勤労者の職業意識の変化と背景〔Ⅱ, 5.(3)〕女子労働者の職業意識をみると、女子中高年層の現職継続意志がどのような要素によるかは、賃

金の満足度が最も大きい。次に職場の人間関係、職場の作業環境となり、前々項№8で分析されたことも反対の結果となっているのは、まさに馬脚をあらわしたとしか言えない。

- (11) むすび〔Ⅱ6〕において「雇用者比率の上昇や女子労働者の就業意欲の高まりに伴って失業が顕在化しやすくなる」と言い、失業の原因に女子の職場進出をあげ、「雇用をめぐる第1の課題は、男子中高年齢労働者の雇用の安定を図ること」。何故に女子は入らないのか。第2の課題として取り上げられてはいるが、女子労働者の多様な職業分野への進出に対し、やはり一家をささえるのは男子労働者という全体に対する％で処理されてしまうところに婦人の労働権の確立が今後の課題として残される。

## 4. 職業訓練行政と婦人問題

### (1) 婦人の就業指向

一昨年、県立勤労婦人会館で医療事務の能力開発講座を開催したところ、定員60人につき10倍以上の応募があったり、昨年度から実施された（女子系職業訓練校において）主婦等の就業希望者を対象とする短期職業訓練の盛況でも解るとおり最近の婦人の就業は、これまでの若年労働や専門職から、一般家庭の膨大な主婦層を含むものとなってきている。これは表面的には、女性の社会的、経済的自立の追求のように見えるが、内実は慢性的なインフレ状況下で子供の教育費や住宅建設資金、さらには、せまり来る高年齢化社会における老後への貯え等の必要にせまられた、夫との二人三脚の収入源確保が現実の姿であろう。

婦人の就業機会の拡大と職業生活の安定のために、職業訓練行政の社会的役割はさらに高まりつつある。

### (2) 婦人職業訓練行政の現状

職業訓練校の入校においては、原則的には男女差別はない。本県の女子訓練生の比率は、昭和50年度から54年度まで、過去5年間の平均は

38.4%である。訓練職種も44職種あり自由な選択が可能ではあるが、どうしてもかたよってしまう。とくに、中高年婦人の入校は、入校希望者が多い結果、特殊な職種以外は入校がむずかしいのが現状である。また生活のために本当に職業訓練を必要とする婦人であっても幼児をかかえている場合は託児施設が設置されていない結果、現実には入校できない。昨年度から女子系訓練校（3校）で実施されている就業を希望する主婦等を対象とする短期職業訓練は、子育て中の婦人が通校可能な10時から3時まで、隔日の訓練であり、その盛況は今後の主婦を対象とする技能習得の機会の一方向を示していると思われる。

### (3) 婦人職業訓練行政の充実

婦人の職業訓練行政をさらに充実しなければならないということについては、その行政に携わる者の共通認識となっている。県の職業訓練指導員等で構成されている職業訓練改善整備委員会においても、婦人の職業訓練充実のための検討（57年度までに）を行うよう提言がなされている。

また、婦人の就業援助のための技能習得の面からは、57年秋に開館予定の婦人職業センター（仮称）を中心に全県下9箇所ネットワークを設けて短期職業訓練が実施される等、訓練行政はそれなりに充実のための努力が見受けられるが、今日の婦人の就業指向に対応しきれぬかといえ、その展望は暗い。婦人一人一人の職業能力を引き出し、向上させ、そして就業に結びつけるという課題を解決するためには既存の職業訓練に対する固定概念を打ち破り、婦人の社会参加、社会的自立のための行政として、位置づけて「地方の時代」における神奈川の婦人職業訓練行政を構築していくことが求められている。

### (4) 婦人の自立と職業訓練行政

職業訓練校が今後とも、婦人の職業訓練行政体系のかなめとなり続けるためには、職業訓練法による諸々の制約条件が存するとはいえ、だいたんな改革を必要とする。訓練職種の積極的拡大、中高年齢層の一定の入校ワクの確保、通

校し易い訓練の時間帯と期間、保育室、託児室の設置、そして職業訓練校のイメージアップと地域社会、特に婦人関係諸団体との交流等々、その課題は多い。

職業訓練行政に携わる職員はもとより、財政、人事畑の職員は職業訓練校を持つ婦人の自立のための今日的役割を再認識して、婦人の職業訓練行政を飛躍的に発展させていかなければならない。

次に短期職業訓練については、子育て中の婦人の技能習得の主流となると思われるが、就業に直結させないで、技能を身に付けた婦人が、自立の可能性を内蔵することも考えるべきである。そういう意味からすれば、現在のように五職種に限定せず、朝日カルチャーや労働センター等で実施している、教養、趣味の課目で婦人が身に付けておけば、将来自立に役立つような課目（職種）を積極的に導入すべきである。

さらに幼児をかかえた母子家庭、寝たきり老人をかかえた家庭で家内労働を希望する婦人に対しては、工賃の良い技能を出張教育するとともに、受講期間、助成をするなど県独自の施策が求められている。

これまで、婦人の職業訓練行政は労働の分野でのみとらわれてきたが、本質的には婦人問題として総合的にとらえるべきである。

婦人の家庭、社会環境に対応した訓練の機会を充実していくとともに、将来的には婦人の生涯訓練体制が確立されることが望ましい。

## 5. パート労働の諸問題

### (1) その実情

#### ① まず具体的事例から見てみよう。

35才。有夫・子供2人（小学5年、小学3年）。3年前から現在の砂糖工場の“派出工場”にパートとして勤務。（以前は内職や、住んでいる団地の新聞料の集金のアルバイトをしていた。近所の人に誘われて、近くて歩いて行ける、この派出工場に変わる。）この派出

工場には、11人の女性パートが働いている。35才が一番若く、長い人は10年位続けているという。労働時間は9時から5時。本工場の本工の人と同じ。現在時間給は500円。410円、430円、450円と僅かずつ毎年アップした。今年から有給休暇が6日間ついた。健康保険・失業保険は入った時からあった。厚生年金はない。「あると良いのだが…」昨年からは源泉徴収されるようになったのが痛いという。「オトウさんの税金が随分多くなってしまった。」就労の動機は、「県勤労婦人意識調査」の選択肢でいえば、「働くことは当然のことであるから」であるし、「自分の収入がないと暮して行けないから」であるし、また「生活にゆとりを持たせたいからであろう。マンションを購入した今、ローン返済のためにも彼女はずっと働き続けることになるだろう。」

### (2) 県調査にみるパート労働

県は53年勤労婦人の労働条件実態調査を（54年には、その意識調査を）行っている。

以下実態調査から製造業の大企業（従業員300人以上の規模）について結果を取り出してみる。一大企業の製造業を取り出したのは、とりあえずは資料の多いこと、また第3次産業のパートと並んで、安価な労働力として、パート労働の典型の職場であるから。

調査事業所のうち、約64%でパート労働者を雇用している。

まず、時間給は430円～439円が最頻値である（平均では453円）。ちなみにこの時期の地域最賃は309円。また県の高卒初任給（基本給）を時間当りに換算すると475円。社会保険は、8割が加入ありで、またその9割が厚生年金を含め3つの社会保険に加入させている。1日の平均労働時間（残業を含め聴いている？）は、6～7時間が最も多く、7～8時間が続く。8割が6時間以上である。製造業では、“パート”は労働時間で見ればパートといえないことが解る。参考に、大・卸小売業をみると、6～7時間が最も多いのは変わらないが、短い時間帯にも分布している。6時間未満をひっくろめて整理

してみると、製造業では約20%卸小売業では46%である。賞与は、約9割が支給し、「6ヶ月以上の勤務者に夏・冬とも1ヶ月」が平均像のようである。退職金を支給する事業所は約2割である。

また、母性保護（生理休暇・産休・育児時間・育児休業）についても調査しているが、ここで明らかなことは、常用労働者との明確な違い——差別である。

### (3) その問題点

現在、女子雇用者は、全雇用者の $\frac{1}{4}$ を占めるに至っている。（総理府労働力調査）

昭和20年代後半は $\frac{1}{4}$ であった。増大は高度経済成長期に顕著になる。これら増大要因の主要なものに、中高年女子の雇用増大がある。

これは、女子パート労働の増大を意味している。

パート労働は、オイルショック時にも、それに引続く“減量経営”の現時点でも増え続けている。増え続ける背景としてパート労働者を雇用する例の意図をみると、「人件費が割安のため」であり、「生産（販売）量の増減に応じて

雇用量調整が容易であるため」である。（54年労働省調査）端的に不安定雇用者とも縁辺労働力ともいわれるパート労働総体の在り様を示している。

パート労働は、雇用される側の主観的メリットを超え、雇用する側のメリットとして存在している。それはこの調査結果でも見たように、短時間労働者とはいえない労働時間にも示されている。少なくとも製造業のパート労働とは以上見て来たように“臨時工”的である。

パート労働への視点を最後に列挙する。

- ① 働き続ける条件整備。（子育て期間の中断後パート労働というケースが圧倒的に多い。）
- ② 未組織の状況の打破——これが最大の問題である。今、チェーン店・スーパー店でのパート労働者の組織化のケースがある。
- ③ 法による保護、300万人といわれるパート労働者がいる現実と低労働条件を放棄することは許されないだろう。

項	目	常用労働者	パート労働者	
○生理休暇		%	%	
	有給で有（日数は不問）	81.5	12.1	
	無給で有	15.7	50.6	
	なし	1.2	36.7	
○産 休	あり	98.4	46.2	
	なし	1.6	53.8	
	休業期間（最頻値はともに12週間）	12W未満	1.6	1.4
		12W	63.5	69.9
		13W以上	34.9	28.7
		0W	67.6	90.4
	有給期間（最頻値はともに0週間）	有期間	32.4	9.6
○育児時間				
	有給で有（回数時間は不問）	50.4	10.8	
	無給で有	21.4	22.2	
	なし	27.4	66.5	
○育児休業				
	有（月数は不問）	10.5	1.9	
	無	89.1	96.8	

## 6. 労働組合の意識

今日、婦人問題の解決が、このように国際的な課題となったことは、10年前、誰が予想したであろうか。日本においても婦人問題解決の歴史は長く、先人のすばらしい実績の上に今日があるのである。そして婦人問題の国際性、総合性と解決へ向っての大衆運動と連帯さらに行政における一定の市民権を得つつあると言える。

それでは、労働組合自身についてはどうだろうか。1975年7月1日国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」の第Ⅱ章D、雇用及び関連の経済活動の中でいくつかの労働組合の果たす役割が述べられている。即ちNo 107には「労働組合は、指導部を含むあらゆるレベルの組合活動への婦人の参加を増加させるための政策をとるべきである……労働組合は婦人労働者の問題に特に留意しつつ、労働者の直面する問題に対する新たな建設的なアプローチの開発に指導的役割を果たすべきである」としている。さらに鍛冶千鶴子氏（弁護士）が言うように「三六協定を結びいわゆる三六協定青天井を認めている労組幹部にとって『主婦天職』論的発想はむしろ体質化しているのではなかろうか」「家庭は寝に帰るところといった男性労働者の労働と生活の在り方ははたして人間らしい生活といえるか」さらに続けて「だから、長年組合運動を続けてきた山内みなさんが述懐するように『組合活動に身を投ずる男の人は個人の人権思想が高いというより、浪花節的なメンタリティの人が多く、えてして頼もしい組合リーダーは女性蔑視である。私自身も半生を組合で働いて最大の被害を受けてきた』（婦人展望）1973年10月号」ということにもなる。（以上ジュリスト増刊総合特集、企業と労働（女性労働者の自立とは）から）

### 1. 総評の運動方針から

1979年度方針において、賃金闘争の強化はもちろんのこと、労働に関するあらゆる分野にわたって見直しが必要、組織化、最賃、パート問題、婦人労働……としている。さらに要求政

策の視点では、婦人労働問題への取り組みに項を起している。婦人の進出と差別撤廃さらに婦人団体との連帯を述べている。しかし「闘いの総括」には、婦人労働問題については見られない。「情勢について」の雇用問題の深刻化では、臨時・パート・社外工の問題に触れ低賃金の女子労働者の動員がすすみ雇用の二重性と指摘している。しかし婦人問題の視点からの女子労働のとらえ方をしていない。「運動の重点課題」の(一)に婦人労働の闘いをあげ国内行動計画批判、労基法改悪阻止、婦人の労働権を確立する、雇用平等法を制定して差別を是正するとし、運動的な課題として組合内部の性別分業意識を見直し、婦人労働者の自立と役員登用と差別の点検していく行動を組織するとしている、組合自身の自己批判であるとして評価したい。ただし、組合自身の雇用平等については触れてはいない。

1980年度方針においては、「闘いの総括」「内外情勢の特徴」には特に言及されていないが、自民党政府大資本が「日本型福祉」を唱い福祉撤退、民主的改革と参加の拒否を旨としているのに対し、福祉型社会連帯社会の形成をめざし、もうひとつの社会経済的対応を行うとしている。ここでは、婦人の社会的活動の発展に期待している。

婦人労働の問題については「主要課題についての闘い」の中で、位置づけ

- ① 基準法の改悪阻止、労働時間短縮、週休二日制、有給休暇の増加の闘い
- ② 差別に関連して、婦人労働に関する総合的な法制度を確立するとし
- ③ 雇用平等法の制定
- ④ ILO条約の批准、「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」の批准を
- ⑤ パートタイマーの身分保障、格差是正を強調している。

婦人労働をパート労働として再編成し、家庭基盤充実の政策により、社会サービスを家庭が分担することに対し、労働権の確立をもって闘うとすることが課題であるとしている。昨年掲げられていた組合自身の自己批判は姿を消した

けれど、1年で組合の体質が変わる訳でなし、今後も続けていかななくてはならない課題である。さらに「家庭基盤充実」に着目した点は評価しなければならないが、この政策は単に家庭の問題ではなく、婦人の自立、男性の自立、人間性回復に大きく逆行するものとして総合的にとらえなければならない。

総評の運動方針を全体的に見たが、婦人問題解決とは基本的人権の確立、差別の撤廃の問題であり、ひいては「男の労働とは何か」までせまる問題であることを十分に認識しての方針とは言い難い。もとより、総評の方針を支持して

活動している組合員であるが、大胆にも方針を点検してみた。機会があったら、県評、自治労、自治労県本部についても検討してみたい。さらに余力があれば、他のナショナルセンターの点検まで必要と思われるが、とりあえず御批判をいただきたい。

最後に神奈川県評が中心になった「労基法改悪反対神奈川県実行委員会」が出版した、労基法改悪反対のパンフレットは、時宣を得た取り組みであり1年以上の研究の成果をまとめたものとして評価したい。

---

## Ⅱ コミュニティ福祉における婦人問題

---

### 1 ボランティア施策

婦人行政関係施策の体系図「婦人の自立と社会参加を促進するために」の中から「福祉サービスの充実」項目を中心に、分科会で討論・検討された内容をまとめてみた。

① 1975年の国際婦人年にはじまった「国連婦人の十年」の運動が中間年を迎えた年に新神奈川県計画改定実施計画が発表されている。

142頁の“今日的課題への対応”(2)の“婦人の自立と社会参加を促進するために”の中には「婦人に対するあらゆる差別をなくし、その自立と社会参加を促進するために諸施策を総合的にかつ効果的に推進する……」と明記されている。

そこで、18頁～30頁までの第2“県民連帯による社会福祉の推進”の柱ごとの施策を検討した結果は、「国連婦人の十年」の精神である男女平等、男女役割分業排除の理念に反した内容であって、婦人問題についての基本的な把え方が誤っている上に、総合的、効果的とはいえぬ施策の展開がされていることが第一に指摘できる。

「新経済社会7ヶ年計画」をはじめ、「家庭基盤充実構想」「日本型福祉社会」など一連の自民党政策の狙いは、婦人を使い捨てのきくM字型雇用体制のもとで、一方で景気調整弁としてパート労働に狩り立て、用済になると他方で婦人を労働の場から引き戻すことである。地域住民の主力である婦人たちは“地域福祉”の担い手であるとおだてあげられ、ボランティアないしは、老人や障害児者、育児を自助努力で解決せよといった施策が次々に打ち出されているのである。

そして今や、国際的な潮流として先頃の第34回国連総会で採択され、わが国もついに署名せざるをえなかった「婦人に対するあらゆる形象の差別撤廃条約」の中の社会保障の条項と相反する福祉政策が、反動と軍事化のもとで社会計画としてすすめられているところの婦人対策であり、経済政策でもあることを認識せざるをえない。

新神奈川県計画の中でも、婦人の社会参加を促すボランティア施策がめだつのである。

婦人をボランティア活動に動員し、行政が当然負うべき責任を経済的、社会的に肩代わりさせてしまっている。さらに安上りでいつでも代替のきく地域住民パワーの潜在的エネルギーを利用しようとする“地域福祉”の美名にかくれ

た“家庭基盤構想”の意図を見抜き、私たちのめざす地域福祉政策のシステムづくりを急ぐ段階である。

少なくとも、私たちのめざすボランティアとは、自分たちの住む地域と愛情に支えられた社会的責任感からの自主的行動であって、国や上からおしつけられる質のものではないことを明確にすべきである。

また、婦人の生涯に亘る差別を解消し、平等を実現することは、婦人の生活を守る目的のみでなく、男性を含んだすべての働く仲間の生活と権利を守る問題と共通してとりくむべき重要な課題である。

② 次に新神奈川計画の重要な柱である“ともしび運動”についてである。

地方の時代を提唱し、住民主体の自治体変革をめざす長洲県政が展開する“ともしび運動”の果す役割は大きいものがある。

しかし、石油ショックに端を発した地方財政の危機以来、財源対策としての福祉見直し論による後退政策が実際にすすめられている。福祉負担の大衆化、自己責任の精神面を強調して、家庭とか家族・子育てなどの郷愁感を煽りつつ、高令化、核家族化など地域社会の変化をうけて拡大多様化を続ける福祉ニーズに対応するために、政府は「新しい日本型福祉社会」をスローガンに自助努力、を福祉の基礎に置こうとしている。

現行の中央集権的地方行財政制度の厚い壁の下で、革新自治体は、国の決めた法律の枠内にとどまらずに住民側にたって法律を解釈し、法律にきめられていない課題について独自の条例・要綱などを制定する努力を行い、国の施策に先行する福祉政策に力を入れてきた。

1960年代の高度経済成長政策以来、社会福祉が対応すべき住民のニーズが複雑多様化し、社会福祉サービスの質的变化がみられるが、“ともしび運動”の提唱によって増大する福祉ニーズに各種ボランティアが活躍する場面が多くなっている事実がある。

民生委員、児童委員を含めて地域ぐるみのボランティアの育成と活動をどう神奈川の福祉計

画の目標と結合させて前進しようとするのが重要である。

とくに、大量のボランティアを含む福祉従事者の資質の向上が“ともしび運動”を中核とする本県の福祉政策のあり方の方向性を左右する問題を含んでいる。ねたきり老人の増大傾向など対人サービスの需要はたかまる一方である。そのサービスの質をたかめることは専門職化とともに、ボランティアの訓練、資格評価まで含めて量質ともに充実がはからねばならない。

老人ホームのように量的な拡大が必要とされる現状では、資格基準をとくに必要としない職種の一つである寮母の場合など、ひとまず婦人の雇用拡大と職域拡大にとってよい働き場所である。

しかし、問題は現状のパート労働と変らぬ位置づけをもつ要素を内在していることである。福祉労働者といえども、婦人労働力が資本・企業にとって予定されたサービス経済化にはめこまれた場合、新しい形の労働格差と対立を生み出し、女性同志の間での産別の問題から男女労働者の分断策まで警戒しなければならない事態に迫られている。

従って自治体がコミュニティ福祉とかコミュニティ保育などの新しい福祉像を追求し、制度外の事業にとりくむ場合、行政側からのおしつけと形式的な住民参加でなく、あくまでも民主的で自主的な住民主体の参加の環境づくりが必要である。婦人の社会参加を積極的に促す方向が、消費者問題、物価問題、公害問題などと同じように福祉問題についても必要である。豊かな生活実感に基づいた運動の展開をはかり、さらに福祉労働者を自治体改革運動に結びつけ評価することが、真に下から築き上げる地域福祉の確立であり、“ともしび運動”の成功につながるものである。

福祉問題の解決を自治体に向けて求める住民運動は従来から数多くみられたし、その存在と役割りは成果とともに大きく評価されなければならない。

憲法に保障された生存権、生活権をまもるた

め職場や地域の環境や生活実態をもとに要求行動をつみあげ、国の制度改革までかちとるなどの前進をとげてきた経過に学ぶものは大きい。

とりわけ本県の場合、その目的、歴史性、構成行動力などの幅の広さから“いのちとくらしを守る県民共同行動委員会”の運動は、さまざまな福祉政策の推進に大きな力を発揮している。

“ともしび運動”の着実な定着と前進に欠かせぬ住民運動の力として、今後とも一層の活躍に期待すると同時に要求活動に積極的に参加する行動が求められている。

## 2. 中高年婦人問題

### (1) 雇用面における女性差別

わが国の人口構造は、平均寿命の伸びが急ピッチで進み、一方出生率の低下により急速に高齢化が進行しつつある。79年の厚生省の発表によれば、女子は78才、男子は73才に迫っている。いまでは世界でトップクラスの長寿国になった。

男女平等の理念を高く掲げた日本国憲法が施行されてから30年余を経過し、法律や制度の上では男女平等が次第に確立され婦人の地位は向上しつつある。しかしながら、長い歴史のなかでつくられてきた婦人に対する偏見や男女の役割分担意識はいまだ根強く、家庭、職場などの実生活の場において、性による差別は依然として残っている。真の男女平等を実現するためには、社会通念としての女性軽視の風潮をなくすとともに、労働の場における実質的平等の確保、家事労働の重要性の認識など、あらゆる領域における改革を推進していく必要がある。

国際婦人年を契機として、婦人の自立と社会参加への意欲はますます高まり、婦人問題への取り組みは新しい段階を迎えている。この婦人の意欲を生かしていくためにも、婦人の社会的・経済的活動の場における機会と待遇の平等を一層促進するなど、社会的な条件整備を進めていく必要がある。

まず、雇用面での女性差別は、わが国は、他

国に例を見ないほど深刻で、女性に対して就職の門を極端に狭く閉ざしている女性差別社会であることを思い知らされる。その例として上場1,700社の来春大学卒女子の採用予定数はわずかに3,000人で、8割以上の企業は採用ゼロ。

女性の場合、就職後5年以内で退職する人が圧倒的に多い。結婚、妊娠、出産等、女性特有の理由によるもので、やむなく職場を去って家庭に入った女性が、子育てに手がかかからなくなって、再就職しようとするれば、「中高年婦人はフルタイムの就職はムリ、パートの仕事なら」と、賃金も安く、社会保険もないパートの職場に出る以外ない（パートの女子労働者は約360万人で女子雇用労働者の28%にのぼる）。

このような差別に対し雇用の分野における婦人差別をなくすために労働基準法は第4条で男女同一労働同一賃金を規定し、賃金の男女差別を禁止している。しかし、募集、採用、訓練、職種、昇進、定年などの差別を禁止する法律はないため、こうした状況をどう解決していくかは今後の問題である。

### (2) 福祉面における女性差別

次に福祉の中の婦人の差別についてのべる。そもそも福祉とは何か。所得別などいろいろな形の格差をなくし、人間としての基本的な欲求が公平に平等に満たされることであろう。

ところが、福祉の分野における、わが国の社会保障制度は男性中心、企業中心に組み立てられている傾向がある。そのひとつは、生活保護費の男女区別である。生活保護は、病気、失業、その他の理由により生活費が得られなくなった時に、その最低限度の生活を保障するとともに、再び自立できるようにする経済的な援助である。その内容は、住宅、医療、教育など7つの分野があるが、その基本的なものは生活扶助といわれるもので、食費を中心とする文字どおり最低の生活費である。

この生活費の基準額が男女によって違う、0才～14才までの男女の差はないが、15才以上は男性の方が高くなる。厚生省の説明は、基準額の算出方法として栄養摂取量に基準をおいてあり、男女の体力差によるカロリーの所要量の違



いにより差が生じるのだという。つまりカロリーの所要量が違うことから食費に差が生まれ、それが基礎となって生活費の基準額に開きが出ることになるのだ。

また年金における男女差別もある。サラリーマンの厚生年金においても、妻が1人の人格として認められていないことで、妻は夫への従属者として扱われている。しかも夫が老令年金を受けるための資格期間を満たす前に死亡した場合は、妻に年金は支給されない。夫が老令年金の対象になっていた場合はその年金額の半額となる。また離婚した場合は妻には年金がない。このように、夫の加入する厚生年金では妻の老後の保障が十分でないために、昭和36年から、妻も希望すれば国民年金に自由に加入することができるようになっていた。したがって実質的には妻の年金額が改善される道は開かれてはいるが、厚生年金制度の考え方自体にみられる問題点は、これによって解決されたものではない。

厚生年金が女性にとって不利であるのは、妻の場合だけでなく、女性自身が厚生年金の対象者となった場合も同じである。厚生年金には最低保障が設けられているが、加入した期間、支払う保険料により年金額が変わる。女性の場合、前述したように雇用の面での差別により、男性に比べて賃金が低く、しかも若年退職を歓迎する企業の多い現在の社会では、女性の年金額はいや応なしに低くなる。一方女性のおさめる保険料の料率が男性より低いことを女性に対する優遇措置とみるむきもあるが、これは逆差別である。

### (3) 社会保障分野の婦人問題

社会保障の分野における婦人問題として、母性保護に関連する疾病、出産に対する給付、寡婦に対する給付を初め、妻の老令年金、児童手当、家族手当等の充実が求められる。同時に社会保障制度における女性の位置づけ、つまり夫が外で働き、妻は家庭で家事・育児を担当するという伝統的な分業形式の上に社会保障制度が組み立てられていることが問題である。妻は夫中心の家族の中で扶養される家族の一員として扱われ、独立の権利をもつ者として扱われていないことを見直し、妻が職場に出ようが主婦專業



発言する久場嬉子先生

の道を選ぼうが女性自身を独立した権利主体として認める考え方が社会保障制度の中にくみいれなければならない。

老人に対する所得保障が、ある水準に達すれば、施設に住む人は年金の中から施設の費用を、また地域に住む人は住宅費やヘルパーなどのサービス料を支払うことができる。

高齢化社会をむかえ、婦人問題を考えるとき、深刻なのは戦中戦後の混乱の中で独身を余儀なくされ、老後を迎える中高年婦人の生活実態である。第二次世界大戦で結婚できなかった未婚の人、子供もなく若くして戦争で夫を亡くした人、あるいは離婚した人、こうした高齢婦人は、全国で、100万とも200万人ともいわれ、その数さえ不明である。しかもこうした婦人たちの多くは単身で不安な老後を迎えようとしている。

次に、「接客業」に従事する婦人の問題である。盛り場、キャバレー、クラブ、料亭等で働く婦人たちの労働条件や福祉についてであるが、これらの婦人たちが現在のサービス業を将来どの程度続けることができるかと心に抱いている不安、老後における不安を考えると、多くの場合、夫婦関係が不安定であるだけに、いっそう強いものがあるだろう。

婦人の地位が高まりつつある現在、なお実態の把握さえ困難な状態のまま残り残されていることは問題である。婦人の意識の目覚めと婦人自身の努力が婦人の地位を高めるということは、理論としては正しい。しかしこの複雑な社会構造の中で、福祉対策の届かぬ所でお生き続けなければならない姿は、わが国の現状の一部であり、高齢化社会の婦人問題として早急に解決しなければならない問題である。

## Ⅲ 女性生涯教育の理念

日本の生涯教育は、未だ緒についたばかりだが、その殆どが女性を対象としている。東京都の社会教育部が54年に行った調査でも、学級講座の参加者の82.4%が女性で、現状では自治体主催の社会教育は、女性によって占められていることがわかる。では、何故日本の場合、生涯教育に対する女性の意欲と期待がこんなに大きいのであろうか。(1)には、戦後民主的な教育改革の中で、女性の高学歴が進む一方、未だ根強い性別分業の家庭観や、これを巧みに利用する産業政策に左右されて大多数の女性は、結婚・出産を境に教育の成果を社会に生かし続けられないからである。しかも、彼女達の多くが、育児を終える35・6才頃から、再び社会との接触を求め、まず学習に意欲を燃し始める。このため最近、主婦を対象とする生涯教育機関の増加が目立ってきた。それは、ほぼ次の2つのコースに代表される。

- (1) 企業化したカルチャーセンターや文部省主導による自治体主催の主婦向け講座である。このコースでは、むしろ性別分業の固定化がすすめられ、いま産業社会が期待している女性の役割への適応教育が行われている。これ等は、主婦の欲求不満や政状不安の一時的鎮痛剤の役割を果し、政状肯定の社会的無関心度を創り出すのに役立っている。
- (2) 一部の良心的な職員に支えられた自治体講座や、地域の自主ゼミにみられるコースである。ここでは家庭や主婦の現状認識をメドに、婦人問題・政治経済・教育・老後・女性史などをテーマとしている。その目標として男女平等観に立つ人間形成の推進が目指されているのが特色である。これ等の学習を通して、男女分業の矛盾を自覚し、家族意識の変革を経て、新しい家庭観を模索する人々も出ている。だが、現実を厳しく認識すればするほど、立ち足かかる壁の厚さに気付くことにもなる。例えば、主婦の経済的自立1つを取っても、職業をすでに中断し

た主婦の経済的自立が、殆ど現状では不可能なものも現実であろう。真面目に学習すればするほど、現状への不安と不満を抱かざるを得ない所に、女性の生涯教育の当面する矛盾がある。

そこで、ここではまず戦後30年余にわたる女子教育全般の流れを振り返り、現状での矛盾点を具体的に取りあげよう。次に、先に述べた女性生涯教育の2つの方向を、それぞれ具体的に取り上げる。そして、終わりにこれ等を踏まえて、これからの生涯教育を、主婦の意識変革や地域活動と関連づけて探ってみたいと思う。

### 1. 戦後女子教育の推移と問題点

#### (1) 戦後女子教育の推移

戦後、30年余の女子教育の歩みを振り返ってみると、ほぼ次の3つの時期に区分することが出来る。

##### ① 終戦直後

20年の10月、終戦から僅か2ヶ月で戦前の日本の家庭を強く枠づけていた「家族制度」がなくなった。「家族制度」がこんなに早く崩壊した背後には、大雑把に言って次のような2つの原因がある。(1)は大正期に家族制度は、すでに市民階級の台頭によって動揺していたが、その後昭和期には、戦争遂行のために天皇制・軍国主義のタガをはめてきた。これが、終戦によってはずされた。(2)アメリカ占領軍の民主化政策が、女性解放を目指した。

ここに日本の女性も、初めて人間として個人の尊厳を認められることになった。その頃作られた教育基本法は、初めて教育の機会均等を真正面から取りあげ、教育における男女の差別は

すべて撤廃された。文部省は、当時女子教育に対して、次のような見解を公表している。「女子の解放のために教育の面では、どうしても同一化が必要である。男女共学制によって、女子が男子と同じ教育と一緒に受ける中で、婦人問題を考え、解決していく方法をとることが、男女平等のための必須条件である。男子と女子の性差という観点から、男女の教育を違えることは、婦人問題を解決する方向をとらない」ここでは、現在文部省が主張している性による特性教育は、全く登場していない。そこで、当時教育が期待した男女像も、「女子と共に家庭科を学び家庭の民主化に協力出来る男性と、男子と同等間レベルの教育を受け、社会に出て男性と肩を並べて民主的な社会の建設に参加出来る女性」だった。この中で家庭科の男女共修や大学の解放が行われ、女性の活発な社会進出と家庭の民主化が芽生えつつあった。社会教育でも、戦前の民衆教化政策を反省し、民主主義の普及が当面の目標にすえられた。

そこで21年になると、社会教育の分野にも、占領軍の意向が反映するようになり、7月には、母親学級が発足したが、これが9月には中止されて、父親をも対象にした「両親学級」への編成変えが行われている。その時点から、戦前的な婦人教育政策が姿を消して、アメリカン・デモクラシーを基本とする婦人対象の教育活動が始められた。(註1. P 190～191 羽仁説子・小川利夫編「婦人の学習教育」(亜紀書房))内容も、戦前の家庭教育の色彩が弱められ、女性の地位向上に直接関係のある憲法・婦人参政権・婦人問題の啓蒙を中心に、講演・講習・婦人教室・婦人教養講座・婦人学級などが、占領軍の地方軍政部や民事部の指導の下に積極的に行われている。占領軍は、更に「民主的」な婦人団体づくりに熱意を示したが、実際には「民主的」といっても、旧来とはほぼ同じ地域婦人会となった。そのため戦前的な伝統から解放されることなく、地方自治体の下請機能的な性格をぬぐい去ることは出来なかった。

とはいえ、これ等教育にみられた新しいコースがその後一貫して定着したならば、30年余を

経た現在、恐らく日本の婦人問題は、大きく改善されたと考えられる。しかし、残念ながら、この方向はごく短期間の中に大きく方向転換されてしまった。

## ② 高度経済成長期

戦後間もなく、アメリカをめぐる国際的な環境が大きく変わった。米ソの間が急速に冷たくなると共に、アジアでは、23年に朝鮮民主主義人民共和国、24年に中華人民共和国が誕生して、アメリカのアジア政策を脅した。此頃からアメリカの対日政策は、平和で民主的な日本の建設から、アジアの強力なパートナーとして、工業国日本の再建へと変わった。それにつれて、国内の旧勢力が一斉に復活し、民主化より経済自立化へとチャンネルが切り変えられた。これ等を背景に、日本の女性の立場も再び変わった。経済の能率と利潤の追求を第1とする産業社会は、母性を持つために労働力としては、明にデメリットな女子労働力を再び切り捨て始める。すでに昭和26年までに職を奪われた働く女性は、160万人を数え、男性の減少率の3倍を記録している。この頃からジャーナリズムには、「女よ家庭に帰れ」論が再び登場して、もはや社会が、終戦直後に期待した「男と肩を並べて働く女性」を必要としていないことを示している。

このコースは、その後も一貫して行われ、例えば、朝鮮特需によって、日本の経済成長が一段と進み、産業合理化が大量の働く女性を再び吸収するようになって、働く女性に求められた性格は、「若く・短く・安く」だった。この中で、家庭のあり方は、「世帯主1人の稼ぎによって妻と子を扶養する」世帯主義家庭が復活した。女子教育も又、この社会的期待に適應する女性の育成を目標とするようになる。それは、家庭を「いこい」の場として、男性を能率的に働かせるようサービスに専念する主婦の教育であった。

こうして、戦後男女同等同質の教育を目ざして出発した新教育が、女らしい教育=良妻賢母教育にはっきり方向転換したのが、ほぼ昭和30年代だった。それは、女性の能力を個々に開発しようとはせずに、いこいの場としての家庭を

守ることを期待した。このマイホーム・ママとモウレッツ社員の組み合わせが、高度経済成長を支えたともいえるだろう。この傾向は、社会教育でも同様で、27年に日本が独立を回復すると同時に、27年7月の全国地域婦人団体連絡協議会（地婦連）の結成と28年の婦人教育費60万円の復活が、社会教育の再編成を示している。（註2 前掲書P197）この頃から教育の内容も、平和・憲法・再軍備等から生活演習の改善と言った女性を狭い生活分野に閉じこめる方向への転換が明になってくる。そして、34年の社会教育法改正によって、社会教育関係団体に対する補助金支出が認められ、次いで36年の社会教育局婦人教育課の独立など、文部省による婦人教育の体制整備と強化が進んでくる。更に39年には、9,000万円にも及ぶ、国庫補助金に裏づけられて市町村家庭教育学級が開設されている。その狙いは、「社会生活への適応と婦人の特性の伸長」だと言われ、高度経済成長が生み出した生活の変化に順応していく消極的な婦人層をつくり出すことが期待された。（註3 前掲書P217）その頃、婦人ジャーナルに登場した理想の女性像は、ざっと、次のようなプロフィールを持っていた。

「まず、家庭第一のけなげな主婦で、家事や育児を一手に引き受け、夫には家庭のことは一切心配させずマイホームの女神として、いつも明るく暖いムードのある家庭づくりに努力する。そのかわり夫の仕事や家庭の経済的責任にはノータッチ。物価が上がろうが不平はいわず、やりくり上手に家計を切り廻し、家庭の外で起こることは、一切男性にまかせて、ひたすら自分の家庭と家族のことだけに心をくたく女性」これを新版良妻賢母と言う。しかし、経済の低成長期に入ると、家庭や女性の生き方に対する期待は、更に変化してくる。

### ③ 経済低成長期

石油ショックを契機とする経済の低滞と迫りくる老令化社会の圧力は、産業社会の家庭対策を大きく変化させた。それは、近代的な核家族の推進を、一転して3世代同居の復活へと切り替えさせた。自民党の政務調査会と「家庭基盤

の充実に関する特別委員会」は、79年の6月15日に、「家庭基盤の充実に関する対策要綱」を発表し、「老親の扶養と子供の保育と、しつけは、第一義的には家庭の責務」と主張している。

ここでの狙いは、主婦の家庭的役割の固定化と共に、三世代同居によるタテ家族の復活であろう。それは、性による分業を前提に、女性の役割を家事・育児・老親の介護に閉じこめ、女性だけによる子育て、老人介護、地域ボランティアを期待している。反面、憲法に保障されている男女差のない「働く権利」や女性の個人としての自立は、見事に切り捨てられている。最近、ますます露骨になっている4年制大卒女子の就職市場からの閉め出し。経辺労働力とか、家計補助労働者と呼ばれる中高年主婦パートの著しい増加、それに伴って拡大を続ける男女賃金の格差などが、この傾向を裏付けている。そこで、今期待されている女性の人生コースは、ざっと次のようになる。

「女性は、18才の高卒、或は20才の短大卒位で教育は良いから就職して結婚適令期の24才位迄、フルタイムで若さを発揮して企業のために働く。結婚したら、さっさと職業を中断して家庭に入り、子供を2人位生んで家庭で自分の手で育て上げる、子供の手が離れる35・6才になったら、夫の収入では足りない主婦だけ、パートで足りない分だけを補う。生活出来る主婦は、タダでボランティアに参加する。それでもヒマな人は、趣味を楽しむ。しかし、いずれの場合も、子育て後の主婦は中途半端な立場だから、もし老いた両親や、しゅうと姑が倒れたら、次々に引きとって、暖かく介護して、次々に御見送りをする。この御役目が終ると、平均的女性は、ほぼ50才を越えてしまう。ほどなく夫は停年になり疲れ果てて家庭に帰ってくる。此度は夫の介護に何年かが過ぎ、それも御見送りをすませると、主婦は、60才を幾つか越えてしまう。そして、この老いて介護が必要となった主婦をやっと育児の手が離れた始めた長男の嫁が引き取って御見送りをする。」

ここに日本型福祉が見事に完結される筈である。もし、この期待される生き方が、大多数の

女性によって実行されるなら、現代の産業社会は多大のメリットを得ることが出来るだろう。まず、女性は、家事・育児を担うかわりに、一生夫に養われて生活するのがタテマエだから、職場では、男女の差別的管理が当然として受け入れられる。賃金は、「自立は不必要」と男性の半分以下。結婚、出産で中断した主婦パートは、男性の3分の1の賃金で、家計補助労働者、出し入れ自由の縁辺労働者として位置づけることが出来る。

これ等は、労働政策上、多大な利益をもたらす。又家庭に専業主婦がいて、家事労働をタダで分担してくれることは、勤労者世帯の生活費に枠をはめ、賃上げを抑制出来る上に、パートで家計を補ってくれば、賃上げの必要もなくなる。更に主婦の「いこい」のサービスは、男性の疲労や欲求不満を解消して、働き続ける気力を起こさせる。一方、男性は、妻子を養う責任を背負って、転職の自由もなく、会社にタテもつけず、健康に気をつけて停年まで働き続ける。その上、本来なら国家が負担しなければならないような老人の介護や身障者の世話等もすべて家庭の主婦がまず肩替りすることになっている。この社会福祉費の儉約分は、産業投資に廻されて、産業をうるおし、軍備の増強などにも利用出来る。こうして、今期待されている女性の生き方は、良妻賢母と言う一見古風な、ていさいを取りながら、実は産業社会の極めて現実的な要求に根ざしていることがわかる。従って、社会教育でも、「生涯教育の推進と充実」が、この数年来、政策の中心テーマとして主張され、「生涯教育事業の充実を図るため」の補助金が区市町村まで広く配布されて、文部省主唱の「生涯教育」が貫徹されようとしている。その内容は、「乳幼児期の家庭教育」と家庭生活の調和、家計・衣食住の管理等を扱う「家庭経営講座」等、専ら女性の家庭的役割への適応が中心で、働く女性に関するものは殆ど見当らない。

しかし、国際的な潮流は、すでに男性の伝統的な役割に改変を求めている。79年の12月に国連総会は、「婦人に対するあらゆる形態の差別

撤廃条約」を採択した。この条約では「子供の教育は、男女と社会全体の責任であり、婦人の出産における役割が差別の根拠であってはならない」として、「男性の伝統的な役割に改革が必要である」と述べている。日本も先のコペンハーゲンの国際会議で、政府代表が賛成の署名をした。だが、現実の国内政策では、まさにこの条約と反対の性別分業の固定化と、女だけによる家庭保育を押しすすめようとしている。

ここに、政府の婦人政策のタテマエと本音の“ずれ”が明らかである。その上、期待されている女の生き方と現実の主婦の生活の間にも、最近、さまざまな“ずれ”や矛盾が明らかになってきた。

## 2. 女の生活にみる様々の矛盾

そこで次にこの女の生活にみる様々の矛盾を具体的に取り上げてみよう。

### (1) 女性の人生に不可欠な働く権利

いま、期待されている女の生き方は、専業主婦である。それは、結婚したら一生夫に扶養されて暮らす事を前提としている。ところが、実際には、結婚・出産にかかわらず働き続ける女性が増えてきている。78年に総理府が発表したデータでも女子の労働力率のピークは、20~24才が一番多くて66.5%、次のピークが40~54才で60.1%この2つの年齢層では、働いている女性の方が、すでに多数派を占めている。ところで、ここに興味深いコンピューターの予測がある。1972年に国民生活研究所が行なったもので、この年に世帯を足させた27才の夫と24才の妻の平均的家庭生活を家計の面から分析している。コンピューターの答えは、夫が平均寿命でなくなった時、妻は「赤字の家計で独り残される」と言う残酷な予測を発表している。このことは、すでに8年前でも、平均的な主婦には、職業抜きの人生設計は、不可能なことを示している。

## (2) 女性のライフサイクル の変化と生活不安

戦後、わが国女性のライフサイクルは急激に変化した。76年の「厚生白書」は、初めてこの問題を取り上げた。それによると、1940年（昭和15年）と72年の女性の平均寿命をくらべてみると、49.6才から75.5才へ大幅に延びている。現在ではそれが更に78才になり、40才を越した日本女性の8割が80才を越えると言われている。その上、子供の数が5～6人から2人に減ったので、女性がこの長い人生で、子育てに専念出来る期間は、せいぜい15年位に短縮されてしまった。23・4才で結婚し、27才迄に2人の子供を生みあげた平均的な女性は、40才で殆ど子供の手が離れ、それから実に40年の折り返し人生が待っている。この空白の40年が、最近、子育て専門で、中年まで歩んできた主婦達に、新しい婦人問題を投げかけている。彼女達のほぼ85%が、かって職業の体験を持っているが、10～15年の中断の後、再就職を望んでもパートどまりが殆ど。趣味・学習もひまつぶしレベル。地域活動、ボランティアも主婦の能力や意欲を十分に活用出来ないとなると、ありあまる時間と能力を消化し切れない。この新しい婦人問題は、24才迄の人生設計で良し、とする「期待される女の生き方」では、解決できない。そして、より深刻なのは、サラリーマン家庭の多くが夫の月給袋1つで支えられているため、これが何等かの理由で失われると、あっけなく経済的な破綻を招いてしまう。この場合、中年主婦に与えられる職域の狭さ（掃除婦、雑役婦、炊事婦に集中）と労働条件の悪さ（労働時間が長く、賃金は男性の3分の1以下の、家計補助的賃金）が母子家庭の家計を一気に低下させてしまう。（離婚した女性グループの調査によると、その約4割が、母と2人の世帯で生活保護を受けている家庭の年収を下廻ることが明らかになった。）ここに一見合理的に見える性別分業の落とし穴がある。その上、誰にでも訪れる老後の生活不安は、平均15年近い未亡人生活を余儀なくされる女性にしわよせられている。こうして、女の一生を見渡す時、今期待されている女の生き方の矛盾が浮び上がってくる。ここに、

働き人間として人間らしい家庭生活から疎外されている男性と、家庭人間として社会人としては活躍が困難な女性、ここに性別分業の固定化をはかる特性教育の矛盾が認められる。

これ等を踏まえて、女子生涯教育の現状をたしかめてみたいと思う。

### 3. 最近の女子生涯教育 にみる2つの動向

いま、女性を対象とする生涯教育のコースをざっと見ると、対立する2つの動向に気づく。

#### (1) 「家庭基盤づくり」の生涯教育

先に述べた、家庭基盤づくりに適応する生涯教育がある。その目的は、性別役割分業の強化と固定化で、専業主婦が主に対象とされている。

78年11月に「婦人問題解決のための東京都行動計画」を作り、これを支える役割を「社会教育行政に期待する」と明言している。東京都の社会教育においても79年に行われた女性を対象とする学級、講座の学習内容を見てみると、区部では、多い順に①家庭教育（27.6%）②生活技術・家庭生活（25.3%）③趣味（20.5%）、女性史・婦人問題はわずか5.1%に過ぎない。これが市町村では、①趣味（26.2%）②家庭生活・生活技術（19.9%）③家庭教育（17.2%）、女性史・婦人問題は（9.6%）となっている。全体で趣味・家庭教育・家庭技術が69.4%と圧倒的に多数を占めている。（注4）（都民婦人が参加している区市町村社会教育の概要——区市町村社会教育事業実態調査報告（昭和53年の実績）から——54年10月、東京都教育庁社会教育部・社会教育主事室による）このように女性を対象とする都の婦人教育事業は、婦人学級・婦人講座・主婦大学等があるが、婦人教育といっても婦人が学習する学級講座を設定するだけで、女としての悩みを学習したり、婦人解放を目指す学習をすることではなく、むしろ婦人・母親としての役割固定化を押しすすめている。（注5）（中山宣子・野々村恵子著「女の成人教育の

問題点」——文部省の政策と東京都の政状から—  
「あごら」17号「女と生涯教育・生涯学習」所  
収(26頁)

例へば、76年度の区市町村社会教育事業によ  
ると、75年度の46コースの内訳は(第1表)のよ  
うになっていて、“家庭”と趣味が殆どを占めてい  
る。全体としてみれば、地域による格差、担当職  
員の資質にも左右されるが、多数派職員や行政の  
姿勢は、「(1)女・妻の学習内容は、料理・和洋裁  
・手芸・着付・生花・茶道で良い等々。(2)育児は  
母親の天職なり。(3)学習の場に参加するのは、あ  
る程度の暇と金のある主婦である」だと報告され  
ている。(註6)(前掲書28頁)

例へば公民館付属保育室つき学級講座につい  
ての調査に対し、或市では「母親を育児に専念させ  
るため実施しない」と書き送ってきたとも言われ  
ている。このように現状では、社会教育行政によ  
って実施されている各種の女子生涯教育は、趣味  
・生活技術・母親教育一辺倒で、対象は、子育て  
後の専業主婦、働く女性は対象外といった性格を  
示している。これに最近では、文部省主唱の補助  
金付講座が増え、家庭保育推奨の母親教育と、地  
域福祉の担い手を養成するボランティア講座に重  
点が置かれている。

まさしくすでに述べた、家庭基盤づくりの推  
進が目的のようである。更に最近の傾向として、  
地域大学との提携がみられるが、この場合も、地  
域住民の要望やニーズを無視した行政主導のひとり  
よがりが目立つ。この場合、地域主婦の参加はあ  
まり期待出来ない。この外、最近目立っているの  
が企業化したカルチャーセンターで、ここでも学  
習内容の殆どが、趣味と教養に限られ、それも、  
古典文学・美術鑑賞・文学散歩・郷土史・語学等、  
なるべく主婦の現実に無関係のテーマが選ばれ、  
一時的な主婦の不満や不安の鎮痛剤的役割を果た  
している。これ等は、婦人問題の解決には無関係  
であるばかりでなく、現状の欲求不満や矛盾から  
目をそらし、むしろ現状に適應する政治的無関心  
層を形成することに役立っている。

## (2) 差別撤廃をめざした生涯教育

これに対し(2)男女差別の撤廃を目指し、婦人問  
題の解決に迫る生涯教育がある。これ等は、一部  
良心的な職員に支えられた地域の社会教育やこれ  
から誕生した自主ゼミ、自主講座等を中心に行わ  
れている。その内容は、婦人問題・老人問題・女  
性史・政治・経済・環境・消費等、地域や生活に  
結びついた現状認識から未来展望を描こうとして  
いる。その中で、性別役割分担の再検討や、女性  
の経済的自立が模策され始めている。

次に、こうした性格を持つ、講座を幾つか紹介  
してみよう。

### ア、中野区における事例から

その1つとして、先ず「中野区婦人セミナー」  
を取り上げる。このセミナーは、セミナー開催  
に先だって、「婦人セミナー準備会」を作り、  
区長に「セミナーの在り方」について報告書を  
提出している。準備会委員は、セミナーに協力  
する地元の宝仙学園短大から3名、区内の学識  
経験者3名、区民4名で構成されている。この  
報告書に、婦人セミナーの目的をみると、

- ① 「区民女性が婦人問題への理解を深め、地  
域において婦人問題を普及啓発するとともに  
婦人問題行政に参加する」とある。具体的  
には、まず身近な家庭・政治・職業・社会活動  
・福祉等における婦人問題への理解を深める  
のを目的にして、その結果が区民女性による  
婦人白書づくり、地域の学習活動など区民女  
性全体が連帯し、婦人問題に関する実践活動  
へと生かすことを期待している。
- ② 区民女性が市民活動及び区政をはじめと  
する政治等の社会的活動に積極的に参加し、中  
野の地域づくりを担う。
- ③ 区民女性が婦人問題に取り組む活動をは  
じめとするあらゆる市民活動のリーダーとして  
活躍し、ことに政策決定に重要なかわりを持  
つ審議会等の委員としても有能に活躍する」  
ここでは、婦人セミナーの参加者が区政協力  
員・民生委員等の行政協力員として活動し、  
更に高度な政治参加に関わっていくことも考  
えられている。ここに、学習を学習として終  
わらせず、地域活動や区政参加の道につなげ  
ようとする新しい視点がある。

そして学習内容は、「婦人問題の解決」を基本的な目標として、主な柱は、①女性の自立をめざし婦人問題の視点に立つ（女性の生き方、在り方に根底から検討を加える）、②女性の連帯感を高め社会参加促進の視点に立つ、③広く社会を理解し、社会的公正への意欲を高める、④系統的・総合的な学習をめざすなどとなっている。

では、このセミナーの運営は、どのようになっているのだろうか。区内の大学・区民女性・区の3者が、それぞれ地域社会に対する責任と役割を果たすことになっている。参加の対象者は、区民及び区内に勤務する女性50人程度、期間は1年間で、40回、1回に2時間～3時間程度の学習を行う。開催日は、職業を持つ女性も参加出来るように土曜日の午後、更に乳幼児を持つ母親の参加を保障するために、0才～小学2年位までの子供の託児を行うことになっている。これらの配慮によって、従来の女性学習＝子育て後の主婦教育のパターンを破って、働く女性も、子育て中の女性も含めて区民女性が共に学ぶ条件を備えているのが注目される。

一方参加者は、毎回の記録を交替で作成し、修了後に報告書にまとめ、セミナーの成果として、区民に公表することが義務づけられている。この講座は、すでに第1回が9月6日から始まり（第2表）のプログラムに沿って、学習が続けられている。今後の課題としては、1年間の課程が終わった後の処置をどうするか、2年次を設定するのか、或は自主的な活動にまかせるのか、参加者の意向を参考にして検討することが宿題になっている。又婦人セミナーが女性の自立を目指すものである限り、職業に結びつく学習講座の要望が多いが、それをこれから加えていくかどうか今後検討の必要があるとされている。

以上、中野区のケースは、「80年代の女性像を求めて」と言う大きなテーマの下で、婦人問題を追求する事をはっきりと設定し、学習に止らず、地域活動・行政への参加を通して、婦人問題解決の機運を作り、又地域の活動家を養成しようとしているところに新味がある。又、地

元大学・区民・区の平等な参加によって、学習内容・学習目的のコンセンサスを作り、具体的なカリキュラムを作成している点、住民参加の1つの方法として、興味深い事例だと思う。

この新しいタイプの生涯教育を支えているのは、中野という地域の先進的な性格もある。又これを企画・担当する職員の資質や積極性、婦人問題に対する理解度に左右されている点もものがせないと思う。今後の発展が期待される事例の1つである。

#### イ、大学における公開講座

次に、やはり地元の大学を地元民に開放して行っている婦人問題の講座がある。津田塾大学公開講座「市民としての女性」である。場所は、津田塾大学の特別教室、毎週金曜日の午後1時30分～3時10分迄。対象は、在學生と卒業生、それに地域の一般女性に無料で開放している。テーマは現代の女性が抱えている問題を職業・家庭・教育・諸外国の女性・政治・市民運動・からだと性など。多様な角度から婦人問題の今日的課題に迫ろうとするもので（第3表）のように、講師陣も多様である。この講座は、「総合80」と言う、正規の授業を地域の一般市民に公開するもので、カリキュラムは学生参加で企画をねり、司会も学生が担当している。そのねらいは、学生と地域女性の相互教育で講義の後、別室を用意して討論する時間を設けている。講座の参加者の募集は、地域の公民館にチラシを配り、タウン紙に記事を掲載、小平市の市民報にのせる等してPRした結果、平均的に一般女性110人位と学生350人位が参加している。テーマや講師によっては、800人も集まる場合もあったと言う。地域女性は、40才前後の主婦が中心。学生は、正規の授業として単位になる。地域の女性は無料で聴講出来るだけで単位にはならない。この公開講座を企画した男性担当者のお1人に伺うと、予想以上の盛況に、いささか驚かれたようである。これがきっかけになって、一般教養に女性史の講座が開設される機運が盛り上がりつつあるようだ。このケースは、大学側が講座の一部を地域住民に公開するもので受手の住民側には、中野のケースと違って企画



権はないが、大学による地域サービスとして地域女性に刺激を与えると共に、若い女子学生に、主婦の現状や問題点を理解させる良い機会を提供していると思う。そうした意味で、これも婦人問題の解決を目指す生涯教育の1つと言えよう。これ等の事例をふまえて、おわりに、これからの生涯教育を、学習活動の成果や主婦の地域活動の動行と、からめて考えてみたいと思う。

#### 4. これからの生涯教育を考える

いま、日本の女子生涯教育の大勢は、いわゆるM字型ライフサイクルと呼ばれる女性特有の人生コースを前提とした適応教育である。それは性による役割分業の固定化と、現状肯定意識を形成しつつある。しかし、主婦パートの急激な増加による事実上の役割分業の破綻や生活不安の拡大、ライフサイクルの変化による人生の余暇の増大など、期待される女性の生活パターンと現実生活との“ずれ”の拡大によって新たな生涯教育を、学習者自身が模索し、つくり出そうとする機運が一部に芽生えつつある。ここでは、現状適応の生涯教育から現状変革・自己変革の意識が育ちつつあるようだ。

##### (1) 「家庭と女性」のアンケートから

その一例として、まず私が昨年行った意識調査を紹介してみよう。この調査は、私の著書「家庭と女性」の基礎データとして、79年の3月～5月にかけて行ったものである。

対象者は結婚10～15年の主婦（年齢は30～40代が8割）が中心で、これを専業主婦・学習活動・職業継続・中断パート・農業従事・商業従事・独身・母子家庭の8つのグループに分けて分析した。配布したアンケートは2,100枚、回収率は65.86%である。

その中、注目されたのは、学習活動グループの意識の特色であった。このグループは、いずれも婦人問題を中心に学習した体験を持つ人達で、現

在の「生きがい」は、33%が学習で1位を占め、2位の子供（22.4%）を上廻っていた。考え方は、あらゆる項目で革新的。例へば「幼児を持つ母親が働くこと」に対して「女性も働く権利がある」と答えた人が65%、それは「職業継続グループ」の75.6%に次いで高く（専業主婦17.3%）「家事に専念すべき」は、5.8%（専業12.4%）と、実生活では専業主婦と同じ生活パターンにあるのに「働くこと」については極だった意識の差をみせ、殆ど「職業継続」グループと同じ数値を示している。

この傾向は、女子に必要な教育項目でも一致していて「高度に専門的な知識・技術」を求めているのは「学習活動」が最も多くて65.8%（母子家庭が続いて61%）又「家庭科の男女共修」についても「賛成」が79.2%（専業主婦40%）と、とびぬけて多くなっている。これ等から「学習活動」グループが意識の上では、すでに性別分業意識の変革が行われ、ある意味では「職業継続グループ」より一歩前に出ていながら、現実の生活では、専業主婦と殆ど変わらない生活パターンに止っているところに問題がある。現実と理想のギャップによるイラダチや不満・不安感が強く出ている。例へば「御主人に万一のことがあった場合の家庭」についての質問では「職業継続」の66.6%が「生活力」ありと答えているのに対し「学習活動」では7.6%（専業5.5%）「不安」が18.5%（専業16.2%）と一番高くなっている。

これは、「学習活動」が他の項目では、精神的自立意識が高く、専業主婦とかなり差があるのに、具体的な経済的自立では大差がなく、現状をある程度認識しているゆえに「不安」が最も高く出たものと思われる。これが、家庭生活の「不満」にも反映し「学習活動」では程度の差はあれ不満を感じている人が、69.2%及び、グループ中、最も多くなっている。

しかし、反面地域との結びつきが強く、個人として連帯できる芽をもっている。そのためか、老後1人になっても「1人」或は老人施設で生活すると答えた人が58%（専業21%、職業継続24.6%）と、他のグループにくらべて極立って多くなっている。

このように「学習活動」グループは、経済的に自立していない弱みと、組織に組みこまれていない強みを持ち、男性社会の価値感と違う自分達の「ものさし」を模策し始めている。この意識の变革は、生活実態・学歴・夫の職業・収入等において、ほぼ専業主婦グループと変わらないことを考えると、婦人問題を中心とする継続的な学習の成果と評価することが出来ると思う。

ところで、ここにもう1つの調査報告がある。これは、東洋大の神田道子さんを中心に「女子教育問題研究会社会教育部会」が行った「ライフサイクル第三期の婦人意識構造と社会教育に関する調査報告」である。

調査の対象は、職業を持って学習をしている女性で、行政が関って組織的に行われている学習活動に限定して調査している。調査票の配布2,057枚、有効回収数852（回収率41.4%）となっている。これを「趣味・生活技術中心型」と、婦人問題や経済・政治等を中心とした「社会科学中心型」に分けて分析している。

その結果を、先にあげた私の調査結果と比較してみると、まず「男子の家事能力は必要」に対して「社会科学型」は「思う」82.8%。「思わない」5.1%。「趣味生活」「思う」61%「思わない」15%と差がある。更に「女子の学歴は低くて良い」「社会科学型」「思う」2%「思わない」82.8%に対し、「趣味生活型」は「思う」12%「思わない」66.4%となっている。また、「男は仕事、女は家庭」と言う分業意識についても「社会科学」が「分業観に同感」3%「分業観に反対」64.6%「どちらとも言えない」29.3%に対し「趣味生活」では「分業観に同意」15.3%「反対」36.4%「どちらともいえない」46%と「社会科学型」の学習が、ここでも性別分業意識の变革をもたらしつつあることがわかる。

## (2) 社会教育行政のあり方と自主活動

この2つの調査を通して、これからの女子生涯教育の方向を考える時、まず、社会教育行政の目的が問題になる。東京都教育庁社会教育部が54年に出された「婦人に関する社会教育事業」による

と、次のようになっている。

「社会教育行政は婦人問題の解決を目ざして、婦人自身の意識・態度の中にある差別意識や固定観念をとり除き、男女平等観を確立すると共に婦人問題の解決に積極的に取り組む態度の形成を当面の課題とし、婦人自身が従来の固定的な性別役割分業観を克服し、平等観にたつ新たな役割のあり方を創造していくために充分な学習機会を保障しなくてはならない」しかし、現状は東京都においても、学習全体に占める婦人問題の比率は10%を切っている。

更に、最近では、文部省主導の婦人教育は、子育ての中の母親教育と、子育て後のボランティア養成に集約される傾向が強く、「家庭基盤づくり政策」に適應する婦人教育がむしろ現状の性別分業の固定化を目標にすえつつある。

この中で、一部現状に目覚め、性別分業意識の变革を、学習活動を通して体験したグループには、理想と現実のギャップに対する不満やイラダチが現れている。今後、この学習を通して婦人問題に目覚め、男女平等に立って自立を模策する主婦のエネルギーや能力を如何に活用していけるかが女子生涯教育の1つのテーマになると思われる。

日本の場合、現状では、結婚・出産により職業を中断した主婦が再就職によって経済的自立を獲得し、再出発をはかることは、非常に困難である。そこで地域活動を通じての実践例を2つほど報告したいと思う。

その1つは、1980年の6月に横浜市の会館で開かれた集会である。これを主催したのは、この年県から婦人問題に関する学習活動について助成金をうけた20グループの中16グループの有志である。当日、ほぼ100人の参会者を集めて、県下の婦人問題について①労働、②教育、③福祉、④家庭生活、⑤県民参加など、それぞれのグループで討論した内容を代表者が報告した。次いで県の職員（28名参加）や一般の参加者を交えて討議が行われた。この集まりの意味は、学習活動に参加していた女性達が自分自身で計画し、呼びかけ、それぞれの団体や個人の主体的な参加を求めたところにある。集まった人の多くが、地域で草の根的な運動や学習を積み重ねてきた人達だった。家庭婦

人も働く婦人も、互いの環境や年代の差を越えて婦人問題に対する幅広い合意を得ようと努力した。そしてこの会合をこれからも持続して行く事が賛成され、そのエネルギーを県が計画している「婦人総合センター」の建設にも向けようとしている。

もう1つの活動は「区生活学校」で、このグループは、PTA委員の任期を終えた数人の母親を中心に行われた。まず、全員の共通意識を育てるために目的を持った継続的な学習を始め、補助金を得て、年間10回のプログラムを組んだ。学習を重ねて4年目に学習から実践に移り、現在、メンバーを個人の興味・関心によって分け、テーマ別に学習の企画からそれに関わる実践活動まで、主体的にグループ単位で行っている。その1つ「扶け合いグループ」は、核家族の盲点をカバーする運動である。その仕組みは、毎年、会員が自分の提供できることを登録し、グループの世話人のところに登録カードを保管しておく。扶け合いが必要になった時、世話人に電話するとその仲介で援助が得られるシステムである。登録されているサービスの種類をあげると「お手伝い、草木の水やり、子供預り、お使い、ペットの世話、和洋裁仕立て、車の運転、着物の着付け、手芸、造花、和文タイプ、各種アドヴァイス、子供の相談等」で、費用は少額の負担制になっている。このグループのアンケート調査によると、これ等の活動を通して、夫や子供の理解と協力が深まり、家庭関係にも変化が現われる。

こうして、主婦の学習が現状の認識を深め、やがて地域の活動に結びつき、その活動を通して自己を変革するだけでなく、家族や地域を変えていくこうとしている。ここに、これからの婦人生涯教育の1つのテーマがあるように思う。

### (3) 婦人の自立にむけた分野の開拓を

学習から地域活動に、現在地域には、主婦の活動出来る分野が種々あると思う。それらを単なるボランティア活動に終わらせずに、新しい職業分野として開拓出来ないものか。主婦の経済的自立の問題ともからめて考えてみた。

(1) 主婦の消費者としての体験を踏まえ、地方自

治体などを通じて専門知識を再教育し、消費者としてのキャリアと専門性を結びつけた消費アドバイザーとして地方自治体などに雇用させる。そして消費者の立場に立った商品チェック、消費生活指導、消費相談などを担当してもらう。

(2) 主婦には、かつて教員や保母だった人、教職免状を持っている人達がいる。その資格や経験を生かして、地域の学童保育の指導員・地域保育所の保母・産休代用教員などに採用させる。特に産休教員の場合は、現行の年齢制限を当面40才位まで延長させ、就業3年くらいをメドに本採用への道を開かせる。

(3) これから、老人の介護は、家庭でも地域でも重い課題である。その担い手として、かつて身内の老人を介護した経験を持つ主婦や、看護婦、保健婦の資格を持つ人々を再訓練して、老人介護やリハビリテーションの専門家として働いてもらう。

(4) 地方の時代といわれながら、日本の文化はあまりに中央集権的である。これからは、地方に独自の文化を住民の必要に応じてつくっていくことが必要である。誰でも利用出来る図書館・音楽堂・展覧会場など、これらの施設に主婦の働く場を設けたいと思う。

これ等の新しい主婦の職域開拓に合わせて、これに見合う学習コースの設定が必要である。現状の個人的充足に焦点をあてたパートに出る必要のないヒマと経済的ゆとりのある中間層女性のみを対象とする教養+趣味的学習から、「どこでも、いつでも、誰でも」参加出来る学習への転換が求められる。ここでは、土・日学級・夜間学級・保育所の附設・夫婦で参加する学級など、地域のニーズを踏えた学習権の保証が前提となる。この上立った地域大学の協力は、若年層と主婦層の相互理解、特に若い学生に現状に促した婦人問題の解決をしさずる上で役立つと思う。

これは、女子教育全体からみても重要な課題であり、あらゆる「男女差別撤廃」を目指し、教育に有効な役割を期待する国際世論とも合致している。これ等の方向に沿って、地方自治体が日本の女子生涯教育に果たされる重大な役割を期待したい。

(第1表) “市の学級・講座事業”(50年度)

“46コースの内訳”

講座の内容	コースの数	講座の内容	コースの数
○ 美容体操	1	○ 短歌	1
○ ペン習字・習字	3	○ 源氏物語・万葉集	2
○ 折り紙	1	○ リフォーム	1
○ しつけ	4	○ ペーパーフラワー	1
○ 紙人形	3	○ 茶道	1
○ 七宝焼・陶芸	3	○ 家政(料理・栄養)	4
○ 手芸	8	○ 家庭医学	2
○ 生花	4	○ マナー	1
○ 室内装飾	1		
○ 着つけ	4		

(昭和51年度、区市町村社会教育事業・東京都教育庁社会教育部から集計)

(第2表) 中野区婦人セミナーのプログラム

- 80年代の女性像を求めて -

主要テーマ	実施月日	学習の内容	講師名
(I) 新しい女性像を創る	9月13日 9/20, 27, 10/4 56・5/23, 30	(1) 国際婦人年の歴史的意味 (2) 女の役割と男の役割 (3) 女性解放の実際と問題点 - スウェーデンにみる -	元津田塾大学長 藤田 たき お茶の水女子大 原 ひろ子 日本女子大 一番ヶ瀬康子
(II) 女性の自立と子供の幸せの調和	11/8 11/15 11/22 11/29 12/6 12/13 56・1/24 12・20, 56・1/10, 2/7 2・14・21, 28 3・4	(1) 子供は何を求めているか (2) 子供の教育 (3) 母性論争 - 育児と女性の自立 - (4) 男ことばと女ことば (5) 児童福祉の理念と法制度の仕組 (6) 学習の仕方・グループ学習の仕方 (7) 親の性意識と子供の性教育 (8) グループ学習	東洋大 岡田 忠男 明星大 岡田 正章 和光大 井上 輝子 お茶の水女子大 外山滋比古 宝仙短大 陵野 貢 和洋女子大 山本 礼子 大妻女子大 平井 信義 宝仙短大 岩野 武志 明星大 岡田 正章 和洋女子大 山本 礼子
(III) 女性と老後	56・4/4 4/11 4/18 6/13 5/9・16, 6/6 6/20・27 7/4・11	(1) 高令化社会 - 現状と課題 - (2) 老人の介護をめぐって (3) 先進国にみる老人福祉 (4) 老いと向かい合って (5) グループ学習(1)-(7)	社会事業大 横山 和彦 日本女子大 田端 光美 社会事業大 横山 和彦 宝仙短大 紀野 一義 社会事業大 横山 和彦
(IV) 豊かな人間関係を創るために - 80年代のリーダーシップをめざして -	10/11 56・1/17 4/25 10/18, 11/1 56・7/18	(1) レクリエーションの理論と実践 (2) カウンセリングの理論と方法	宝仙短大 小林 美実 宝仙短大 清水 俊夫 宝仙短大 岩野 武志
閉講式	56・7/25		

(第3表)

## 津田塾大学公開講座 「市民としての女性」プログラム

	テ ー マ	実施月日	講 師
(前 期 )	(I) いくつかの問題提起	4/18 4/25 5/2 5/9 5/16	津田塾大 ダグラス・ラミス 津田塾大 高野フミ 革自連 中山千夏 「話の特集」 編集長 矢崎泰久 参議院議員 田中寿美子 朝日新聞 佐藤洋子
	(II) 女性の職業労働	5/23 5/30 6/6 6/13	弁護士 中島通子 評論家 塩沢美代子 武蔵大 高橋均子 津田塾大 寺出澄子
	(III) 女性にとっての家庭	6/20 6/27 7/4 7/11	フリーライター 漆田和代 評論家 樋口恵子 N H K 杉山明子 男の子育てを考える会 増野 潔
(後 期 )	(I) 前期授業の要約と討論	9/26	担当教員と学生有志
	(II) もう一つの問題提起	10/3	政治学者 川上源太郎
	(III) からだと性	10/17 10/24	フリーライター 森冬美 フリーライター 末永蒼生
	(IV) 女性は植民地か	10/31 11/14	ビデオ作家 道下匡子 西 家 富山妙子
	(V) 諸外国の女性	11/21 11/28 12/5	「子供を見守るオモニの会」 (ソソ・ブジャ) 宋富子 「アジア太平洋資料センター」 加地永都子 講師交渉中
	(VI) 仕事の中で考える	12/12 56・1/16	田中美津 「鉄鋼労連訴訟原告」 佐々木元子
	(VII) 総括と討論	1/23	担当教員および出席者全員による

場 所：津田塾大学 特別教室

日 時：毎金曜日 午後1時30分～3時10分(総合科目第3時限授業)

聴講は、無料、担し満員になれば入場を締切ります。

## Ⅳ 新しい家族の創造と女性労働

### 1. 女性も働き続けることができるために

働く・職業を持つということは、多くの人にとってそれにより収入を得ることを主目的とする以上、個人の自由を大幅に拘束し、その肉体及び精神をすりへらす「苦役」の側面を持つものであることは事実であろう。しかし、一方では、それにより自分の持つ能力を生かす、社会参加・経済的自立につながり、ひいては生きがいにもなりうるものであると思う。それは男性にとってだけでなく、女性にとっても同様であり、女性もひとりの自立した人間として生きるためには、職業を持つということは1つの大きな支えであると思われる。

#### (1) 女性労働のかかえている問題点

現実には、職業を持つ女性の割合は増加している。

昭和54年就業構造基本調査の結果によると、有業率は、男子が79.4%で52年調査より0.9ポイント低下したのに対し、女子は45.6%で0.3ポイントとわずかながら上昇している。女子の有業率は、20~24才で1度ピークに達し、25~34才の子育て期に低くなりその後また上昇し、45~49才で再びピークに達するというM字型を示すが、52年調査と比較すると、20~54才のすべての層で上昇している。中でも25~39才の各層で平均2%程度上昇しているのが目立ち、女子の有業率の増加は主婦の職場進出によるとされている。

しかし、現実には、女性が男性と同じように職場に進出し、働き続けていくことには多くの困難や障害がある。考えつくだけでも、第1に、採用の段階での差別の問題がある。特に女子の4年制大学卒業者に対する雇用側の門戸が男子に比べ極端に狭いのは周知のとおりである。

第2に、就職後の仕事、職務の内容、賃金、研修、昇進等の労働条件等に関する差別の問題がある。多くの場合、男性の仕事の補助的・補完的な

### 家族について—男性へのメッセージ

個人が自由と平等の原点であるなら、家庭は愛と平和のシンボルである。

家族が互いに慈しみ合い、助けあってこそ共同体としての家庭が成立していくものである。家庭は、時の流れと共に、文化を伝承しながら、子供を産み、育て、人類の種を保存していく。

家庭は、また、平和の思想の源泉である。家族の愛情から、自らの夫・妻・子・親を失いたくないと思う心から、平和が保たれる。

1. 家庭が十分に機能するためには、次の3点が完全に充足されなければならない。

① 家庭は、経済的に自立できるものでなけ

ればならない。

② 家庭は、家族が物理的に最も長い時間を共に暮らす場でなければならない。

③ 家庭は消費体であるが、そのことは生産よりも尊ばれなければならない。

資本制生産社会が次第に高度化するに従って、人間性の回復を取りもどすことに、人々は気付いた。その時の主張で、①高賃金、②非労働時間の増加、③余暇活動、が叫ばれたのも、家庭の復権によるものである。しかし生産を尊ぶ思想は、いまだに社会のすみずみまでゆきわたっており、家庭で行われる非生産的行動は、少しもその地位を

仕事、或いは単純労働等に終始し、それがずっと続くのだと考えると、始めは働き続けようとする意欲があっても、次第にそれは失われていってしまうだろう。

第3に、女性が結婚し家庭をもった後の家事・育児等との両立の困難の問題があげられる。このことは、先にあげた就業構造基本調査結果で、女子の有業率がM字型を示すということに端的に表われていると思われる。これは、結婚又は出産後、家事・育児等の必要から一度退職した女性のかかり多くが、子どもに手がかからなくなった時点で再就職していることを示すものと思うが、この場合問題なのは、一定の資格・技術等をもつ専門職でもない限り、退職した時と同じ、又はそれ以上の条件で再雇用されるというのはほとんど望めないだろうことである。育児等による中断のため、退職以前のキャリアはほとんど無価値となり、従って再就職は、パートタイマー等の形態での低賃金で不安定なものになりがちだと思われる。

育児が終わった段階での女性の再就職について、機会と労働条件・仕事の内容等の質の拡充をはかることが重要だが、一方、働くことに生きがいを感じ、又は求め、その中で一定の自己実現を行っていくとする女性もまた、かなり存在する以上、仕事を中断しないで済むような条件についても考

えていく必要があると思う。

先にあげた第1・第2の問題も非常に重要だと思うが、女性が働くことと、その生活、特に家庭の問題は切り離しては考えられないと思われ、ここでは第3の家事・育児等と職業との両立の問題についてさらに考えてみたい。

## (2) 家庭機能についての考察

現在、「家庭」が果たしている「機能」を考えると、

- (1) 日常的家事
- (2) 子どもの保育・教育
- (3) 老親・身障者・病人等の介護・看護

が主なものとしてあげられるが、日常的家事といっても、電化製品の普及等により、昔に比べればかなり省力化されたとはいえ、家族や物や部屋数が増えればそれだけ仕事の分量も増える、終わりのない仕事である。

その他、家計のやりくり、家族の健康管理、親類・近隣の人との交際、来客との対応、PTAや自治会等の活動・仕事、そして家族の「いこい」の場としての役割等、思いつく限りでも、非常に多くの「機能」（役割）を家庭は担っているが、現実にはその大部分が女性、特に主婦に任せら

---

高めていない。家庭を、国家社会を構成する最小単位として尊重するためには、家庭の非生産的行動を生産活動以上に尊ぶ思想を確立しなければならない。

資本制社会以前、家庭は生産主体であった。同時に消費主体でもあった。生産を家庭から分離したことは、富の増大に大きな役割を果たしたが、家庭のもつ人間性、家族の人間関係に危機をもたらした。

そこで、我々は家庭を再構築し、人生の目的の場となるよう、家庭に対する意識の変革を求めなければならない。

2. 家庭の中で、家族はそれぞれ個人として尊重される。年長者はその経験と知識を敬われ、年少者は文化の伝承者として大切に育まれる。生活は

共同であって、命令服従の関係ではない。共同であるから、家族の役割分担について固定的に考える必要はなく、それぞれの得意の分野を担当し、協力しなければならない。家事についても、妻・嫁の独占的行為によるものでなく、家族全員の共同とすることが望ましい。もちろん、専業主婦が好んで一手に引受けることもよいであろう。

いずれにしても、家計を支える者を上位にしたり、扶養家族という概念は捨て去られねばならない。職業に就くことがいいことだとか、労働には生きがいも人間性の発展もあり、一方、家事にはない、という捉え方は誤りである。家事は、家庭の中で経済的収入と同じ地位をもっている。

老人は文化を子孫に伝える教育者であり、家

れ、このことはその主婦が職業を持つ場合でも、状況はあまり変わらないとされている。

これらの家事等が、人間が生活していく上で、男性も女性も働いていく上で非常に大切なものであることはいうまでもない。現在まで、家庭＝主婦がこれだけの役割を果たしてきたからこそ、よくも悪くも今日の日本が支えられているのだと思う。

大切であることを認識し、その役割を果たしつつ、さらにひとりの人間として社会に出て働くことを求めている女性がかかり存在しており、また、逆に大切なものだからこそ、男性も家庭人として、さらに、社会全体も、もっと家事等に目を向け、その役割を分担していくことが必要だと思うし、世界的にもそうした共通の認識が生まれつつある。実際にも、寝たきり老人や身障児（者）をかかえる家庭では、その介護は、一家庭及び個人の努力の限界を越える場合が多い。

それにもかかわらず、政府・自民党が提唱する「家庭基盤充実構想」では、家事や育児・老親介護等は、まず家庭が責任を持つべきである→具体的には女性がそれを負担せよ、という図式で、それにより福祉予算を削減し財政負担の軽減等を図ろうとするもので、女性が働きやすいような社会的条件の整備に取り組もうとする姿勢はほとんど見られない。（「家庭基盤充実構想」については

別稿参照）

家庭をもった女性が、あまり無理なく、働き続けることができるためには、男性や社会全体による「家庭機能」の分担、及びそれに伴う社会・産業制度の改善等による条件整備を進めることが不可欠だと思う。

### (3) 「家庭機能」の分担について

具体的に「家庭機能」の分担先について考えてみると、まず、家庭内における役割分担が考えられる。今年のILO総会等で提唱されたように、家庭責任は男女が平等に負うものであるとする考え方が広まりつつあるが、妻や母が働くことに対し、夫や子どもが単に頭で「理解」するだけでなく、実践的に協力することが必要だと思う。特に育児・教育においては、子どもの成長・発達にとっても、もっと父親としての役割が期待されてよいと思う。

次に、家庭の外における「家庭機能」の分担を考えると、分担する主体としては、主に「地域」「民間産業」「行政」の3者があげられると思う。このうち、前2者については、昨年政府の出した「新経済7ヶ年計画」の中の「日本型福祉社会」構想において、「個人の自助努力と家庭や近隣、地域社会等の連帯を基礎」とする助け合い精神、

庭の個性をつくるうえで重要な役割を果たす。

子供の教育は、子供が真の自由人として育つためには、国家統制による保育・教育から逃れる自由があり、家庭の中でもっと多くのことを学ばなくてはならない。そのためには家庭の中での教育が充実していなければならず、体制順応的教育ママのような存在は許されない。

3. 母（父）子家庭、介護を要する家族をもつ家庭、単身者については完全な家族としての機能が、多くの場合失われている。経済的自立の問題、不平等な家事負担、共同体としての機能喪失がみられ、これらの家庭については、何らかの形で補う必要がある。これらの問題は、家族間の愛情で解決できないので、行政の責任で、生命の安全と文化的生活を保証していく分

野である。

4. 資本制社会の労働の場で生じた疎外関係が、都市に集中した核家族の増大と共に、家族関係の中でも進行していった。家族から疎外されるほどみじめなものはない。改めて多世代家族を見直し、こうした家庭から生まれる生命が、国家からの自由を希求してやまない子孫であることを再認識する必要がある。

平和を求めるためには、資本制社会が生み出した核家族を何とせよとくい止め、同居家族を維持したい。老人・病弱者、子供を施設に封じ込めることなく、国家や自治体は、選択できるサービスを提供すべきであって、家庭の中に介入すべきではない。

5. 家庭の機能を十分に発揮できるよう神奈川で



及び「福祉サービス産業」が2つの柱とされている。本来、行政の果たすべき役割を肩代わりさせる先として、地域・民間産業（むろん、第一義的に考えられているのは個人・家庭＝女性であるが）があげられていることには、十分留意しなければならないと思う。

しかし、地域については、国家や行政からの押しつけや、統治の手段・単位としての地域ではなく、あくまで、住民どおしの自治・連帯から生まれた地域「コミュニティ」の中での助け合いであるなら、その果たす役割は大きいと思う。

また、民間産業については、保育や老人介護等、福祉に関わる分野を、営利を目的とする産業資本にまかせることには問題が多い。現に、ベビーホテル等の名称の無認可の託児所が増加しているが、乳児の死亡事故が起こったり、子どもの成長発達に対する配慮を無視した保育実態等、種々の問題点が指摘されている。

しかし、現在、行政の手の届かない範囲で民間が果たしている役割はかなりのものがあると思われる。又、中には、真剣に子どもの成長発達や、老人や障害者の福祉を考え、画一的でないユニークな実践を行っている民間の施設やグループも存在するのであり、評価すべき点は評価し、望ましい方向性を探っていく必要があると思う。

#### (4) 行政による家庭機能分担の道

最後に、「行政」による「家庭機能」の分担について考えると、これは、より具体的・直接的な方法による分担と、より間接的な方法による分担とに分類できると思う。

具体的・直接的な方法による分担とは、例えば、保育所の整備・増設、各種老人福祉施設等の整備・充実、介護援助システムの充実、及び、それら福祉業務にたずさわる人の増員、専門性向上のための研修等の充実、待遇の改善等をはかること等である。これらについては、まず財政上の制約が問題になるだろうが、真に必要な人が、必要な時に、必要なサービスが受けられるような体制を作るための努力をしていくべきだろう。

次に、より間接的な方法による分担としては、現行制度改善にむけての条件整備や行政指導があげられると思う。

具体例としては、労働時間の短縮や、各種休業・休業制度の創設・普及等が考えられる。

労働時間の短縮は、単に、女性の職業と家事等の両立を容易にするためだけのものではなく、男性も、家庭責任を負い、家事等を分担していくためにも必要なものである。又、地域の問題につい

は次のことが実現されなければならない。

- ① 家庭は国家権力から最も遠い位置にあり、自由な人間の憩いの場である。家庭の中に介入するような家庭基盤充実政策を排除しなければならない。
- ② 住宅は3世代同居を可能にする良質で広いものでなければならない。
- ③ 家族が共に暮らす時間を確保するために、完全週休2日制と長期休暇による労働時間の短縮を図らなければならない。
- ④ 新しい同居家族は、古い家制度とは異なる。婚姻による改姓（氏）について検討する必要がある。
- ⑤ 家族内の財産は総有であるべきだが、現実には不動産の名義は男性名義がほとんどであ

る。正しい財産の承継管理の意識をもつようにしなければならない。

- ⑥ 家族の屋外活動を援助するため、オートキャンプ場を県内に数箇所設置すべきである。
- ⑦ 競争社会へ子供を追い立てるような教育のあり方を再検討し、家庭教育を見直すこと。
- ⑧ 女性は、男性社会に男なみに社会参加するというより、女性独自の文化と社会を創造することが、真の男女平等であり、女性社会創造のため助力すること。

でも、住民どおしの連帯は、地域の中での様々な活動を通して作られていくものであると思われるので、そのための時間を保障するためにも重要である。さらに、このことは、雇用状況の改善にもつながる問題であり、さしあたっては、週休2日制の実施等にむけての努力が求められるだろう。

また、育児休業や介護のための休暇等、各種休暇・休業制度については、現段階では、女性が仕事をやめないで働き続けることを可能にするための条件整備の1つとして、かなりの意味をもつと思う。但し、それが決して女性は家庭に帰れという方向につながるものであってはならないと思うが、利用すること自体や期間等について利用者側に選択の自由があり、なにより確実な現職復帰が可能な制度として、創設や普及にむけて努力すべきだろう。

さらに、先に述べた民間産業の問題についても、まずその実態を把握し、物的・人的条件、資格等に関する基準の設定、及びそれらの条件整備に対する援助等が必要になると思う。

以上は、ごく一例にすぎないが、直接的方法においても、間接的方法においても、「家庭機能」の分担において、「行政」の役割は、今後さらに大きくなっていくと思われる。

## 2. 家庭基盤充実対策要綱（案） と新神奈川計画

昭和51年以降、婦人の、特に主婦の労働力率は著しく上昇し、現在、労働人口の殆どは婦人であるといわれる。企業の労働需要も高く、婦人の就労意欲も高いことから、この上昇傾向は将来も続くであろう。しかし、欧米諸国と比較して、日本の婦人労働力率は依然として低く、特に雇用者世帯の25～39才層は格段に低くなっている。これは、日本では、女性は結婚、育児で離職し、子育て後再び職につくパターンが多いからである。仕事と家庭の両立は、女性にとって困難な問題であるが、このようなライフサイクルにあわせた就業のパターンは、現在のところ女性の職業上のキャリアを形成することを妨げている。その結果、女性は不熟練労働者として低賃金労働、単純・短時間労働

に従事する場合が多い。

そこで、まず女性が働き続ける為に、行政側が為すべき事は、第1に婦人の社会的活動を促進するための条件整備をすること、第2に個々の具体的な施策において、昼間婦人が外で働いている事を念頭においたきめの細かい施策をたてること、である。「働く婦人」を考えるうえで、最も重要なのは保育政策・老人看護政策である。さらに、就業機会の確保、採用時における男女平等、労働条件における男女平等、母性保護、パートタイマーの労働条件の向上等、具体的な条件整備が、何よりも先行すべきである。

ところで、「新経済社会7ヶ年計画」等により、国の経済政策をみていくと、現在、低成長期における新しい日本型福祉社会の実現がめざされている。日本型福祉社会とは、低経済成長の中で「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」という「我が国独自の道」である。それにあわせた形で、自民党政務調査会から「家庭基盤の充実に関する対策要綱（案）」が出された。要綱（案）の基本的考え方となっているのは、家庭を国家社会の中核的組織と位置づけ、老親の扶養と子供の保育と躾は第一義的には家庭の責務とすること、である。

これらの意味する事は、外ではライフサイクルに合わせた安価な婦人労働力が予定されつつ、内では国家の福祉予算を増大させないために、育児・老人介護は個人の家庭（＝主婦）の自助努力で対処せよ、という事である。近時、ILO 123号条約等による女性労働者の労働条件整備、また家事労働からの解放という国際的潮流となっている理念から遠く離れた形で、日本では社会のしわ寄せが、婦人に大きくなるのしかかろうとしている。

こういった国の政策の流れの中で、神奈川県としてはどのような施策を打ち出しているのか。新神奈川計画改定実施計画では、まず総論的に「文化をはぐくみ教育を充実するために」の項の最後で、「婦人問題の啓発と社会参加の促進」という項目を掲げている。また、「今日的課題への対応」として「婦人の自立と社会参加を促進するために」という一項目を設け、「真の男女平等の社会の実

現をめぐして、婦人問題に対する正しい認識と理解のための啓発普及を行うとともに、婦人の持つ能力が社会のあらゆる分野で発揮されるよう婦人の政策決定への参加・地域活動への参加などを促進する」と高らかにうたっている。

しかし、女性にかかわる具体的項目を抜き出していくと、地域住民・女性＝家庭婦人（常に家にいる専業主婦）を念頭においている施策が多いことがわかる。また、児童・老人・障害者は第一次

的には家庭の介護によるという考え方に立っているとよめる。教育の項目でも、男女平等の視点からは何も述べられておらず、全体として女性の立場からの視点がうすく、安易な性別役割分業を前提としているのではないかと考えられる。

そこで、以下に「家庭基盤の充実に関する対策要綱（案）」の中から主な点をピックアップし、新神奈川計画の中からそれに対応する部分を対比させてみたい。

家庭基盤の充実に関する対策要綱（案）	新神奈川計画改定実施計画（ ）内は頁数
第1. 基本的考え方（略） 第2. 重点施策 (1) 文化文教面 ①「家庭の日」の新設 ②テレビの深夜放送の自粛 ③小・中・高校に於ける家庭科教育の充実強化 ④社会教育における家庭教育……出産・育児・子供のしつけなどの家庭教育に関する学習研修の機会を提供すると同時に地域における家庭婦人相互のふれあいの場を提供する。	（P59）家庭・地域社会の教育機能の回復と拡充 ……家庭教育事業を積極的に推進する……
(2) 住宅面の施策 ①持家取得の促進 二世代にわたる長期ローンの新設等 ②住宅の質と居住水準の向上 （三世代同居のため） 住宅規模の拡大 ③職住近接の促進 ④住宅団地居住者に対する潤いと連帯の場の提供 ⑤老親と同居する家庭に対する住宅政策上の優遇措置の推進	（P37）住宅建設資金の円滑な融資 （P82）持家取得を容易にするため……県住宅供給公社による長期積立てによる分譲住宅制度の積立者への低利融資 (㉞)住宅対策研究委員会の設置  (㉟)(㊱)県営住宅におけるコミュニティづくりへの支援
(4) 福祉面における施策 ①日本の福祉のあり方 イ、国の社会保障 ロ、国民個々人の自助努力 ハ、職域内福祉 ニ、家族の相互扶助 の4つの要素が相補ない調和した活力ある総合的福祉（参考：基本的考え方、老親の扶養と子供の保育としつけは第一義的に家庭の責務） ③自主・自助の精神の現れである貯蓄の保護と勤労者の財形貯蓄制度の奨励、並びに自主的な個人の任意年金保険制度の育成、充実 ④老親同居家庭への優遇措置 イ、税制上 ロ、住宅政策上	（P20～） 福祉サービスの充実 (1)イ、地域ケアの推進 児童・老人・障害者ができる限り在宅のまま治療訓練指導などの専門的な援助を受けることができるよう地域指導体制を整備する。……

<p>⑥恵まれない家庭への援護</p> <p>イ、寝たきり老人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭奉仕員派遣</li> <li>・デイ・サービス事業の拡充</li> <li>・短期保護</li> <li>・中産家庭に対する有料介護人の斡旋</li> </ul> <p>ロ、心身障害者のいる家庭の援護</p> <p>ハ、在宅福祉サービスについて、ボランティア活動の育成</p> <p>⑦家族の健康確保</p>	<p>(P22～24)</p> <p>(2)家庭援助サービスの充実</p> <p>ア、家庭奉仕事業の促進</p> <p>イ、一時入所制度の充実</p> <p>ウ、在宅福祉サービス施設の整備</p> <p>障害者の福祉は地域社会の連帯によって推進していくことが基本であるが、家庭における介護の継続が困難な重度障害者などにとって施設処遇は重要である。</p> <p>(P3～4)</p> <p>健康づくり運動の推進</p> <p>……家族の健康管理者としての役割を担っている主婦を中心とする健康づくり運動を推進する</p>
<p>(5)育児と母性保護</p> <p>イ、働く婦人の母性保護</p> <p>産後休暇，現行6週間を8週間にする。</p> <p>ロ、育児休業制度の全産業への適用立法化</p> <p>ハ、保育所，幼稚園，事業内託児所の充実</p> <p>ニ、育児期間を終えた中高年婦人に対する雇用ボランティア活動等への機会の提供</p>	<p>(P36) 勤労婦人の就業環境の改善</p> <p>勤労婦人問題協議会（仮称）の設置するとともに，勤労婦人の就業環境改善のための啓発を積極的に推進する。</p> <p>(P19～)</p> <p>ボランティア活動の推進</p> <p>福祉ボランティア10万人参加運動</p> <p>(P35～)</p> <p>婦人職業センター（仮称）</p> <p>↓</p> <p>家庭婦人，寡婦などに対する内職相談</p>
<p>(参考) 特に保育に関して</p> <p>「乳幼児の保育に関する基本法（仮称）制定の基本構想」</p> <p>家庭は，乳幼児保育の原点，4才児以上は，家庭保育の基盤の上に集団保育による補充が必要</p> <p>(行政のなすこと) 家庭保育確立のため</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.家庭保育の重要性に関する啓蒙活動のための助成措置（社会教育を通じての母親教育等）</li> <li>2.育児手当，育児休業等の措置によって，家庭保育を充実させるための基盤整備</li> </ol>	<p>(P59～)</p> <p>家庭教育への援助</p> <p>……家庭教育事業を積極的に推進する……</p> <p>(P23～)</p> <p>住民の連帯による地域保育をめざしつつ保育に欠ける児童が家庭の状況に応じて適切な保育を受けられるよう保育体制の整備をはかる。</p>

家庭基盤充実対策要綱（案）は，家庭にかかわる種々の問題を総合的にとりあげているため，個々の部分を新神奈川計画の対応する施策と照らしあわせてみると，非常に似かよった点のあることがわかる。両者の根本的姿勢の明確な相違点を示さない限り，家庭基盤充実政策にまきこまれ，日本型福祉社会が県政の中で実現されていく可能性

もあるといえる。今，ここで神奈川県として真の男女平等の社会の実現をめざすならば，県独自の婦人の就業権と福祉のあり方の確立を急ぐ必要がある。

### 3. 職場からのレポート — 県立花月園こどもセンター —

県立で児童を対象とした健全育成施設として唯一の存在である当館は、花月園競輪場設置の際、住民に与えられた「アメ玉」として設置された。以後、機構改革等はあるながらも県立施設としての存在意義をほとんど持たぬまま、現在どの様な方向に行ったらよいか検討されることもなく、日々の活動を続けている。

「健全育成施設」というあいまいな性格は、地域に根ざした社会教育施設と明示することもできず、地域ぐるみで子どもの問題を考える教育的拠点ともなりえず、その為、この施設に母親の登場する機会などほとんどないのが現状である。

このように、子どもや母親と直接かかわりあい、地域の問題や子ども・母親の問題を掘りさげて考える機会の少ない当館でも、いくつかの問題点を感じる。

まず、母親の子どもを見る目である。

この世に生を受けた時から、男女は限りなく平等であるはずである。しかし「おんなの子ですよ」という医者言葉と同時に男・女の区別がはじまる。そしてそれは区別ではなく差別への第一歩なのだと思う。

母親は目のみえない頃から我が子に語りかける「あなたは女の子なのだから……」「やさしく」「おとなしく」「すなおに」……母親の娘に対する願いは、毎日毎日生活の中で繰り返され、娘の中に吸収されてゆく。女はつつましく、従順であるべきだと……。

小学校入学時、女子と男子の体力差はそれほどみられない。運動能力の差についても同じことがいえる。それにもかかわらず、こどもセンターでは奇異な現象がみられる。前庭はグラウンドで伸び伸びと自由に遊んでいるのは男の子が圧倒的に多く、ピアノ、書道等の講座に申し込み、出席する子は女の子が多いということである。何故なのだろうか、いつも疑問に思い子どもにも聞いてみた「おかあさんがいけっていったから……」講座に

参加している子ども達のかなりの子から聞かれる言葉である。彼等の中には「何をして遊んだらよいかわからない」という子さえいる。

自分でものを判断し、自分でやりたいものを選択する機会が、女の子の方が少ないのであろうか画一的な教えられるという講座教室が女の子の体質に合っていて、規制されない体を動かす遊びが男の子の体質に合っているといつてよいものであろうか。

ひとりの人間として自己決定してゆく青年期において、結婚を逃避の場としてしまう女性が今以上に非常に多いのは、こんな小さい時からの体験の積み重ねが根底にあるということを感じさせられてしまう。

又、こんなこともよくある。

ケガをした子どもが事務室に治療にきた時、その子が泣いていると職員はかならず「泣くのよそうよ」という。

私が「女の子でしょう、泣いたらおかしいよ」というと、必ずといってよい程、「それは男の子にいうことだよ」とか「エッ!!変なの」という反応がかえってくる。泣いている本人よりつきそいでくる子ども達がそれを話題にしてワイワイ騒ぎ出すのである。

なぜおかしいのだろう。「大きいから」「小さくても」がまんしろ、と逆のことを言っても誰も変に感じないのに、子ども達はこんな小さい時から、「男はたくましく、がまん強いもの」「女はそうでもない」という意識が少しずつ植えつけられているのだということも、職場にいて感じることである。

このような例をあげれば、子どもの中に見られる男・女の生き方の違い、あり方の違いは多々あるのではないと思われる。

次に婦人どうしの連帯ということについて見てみたい。

こどもセンターでは、子どもが学校へ行っている時間帯、多面利用ということで、地域のおとなのグループに施設を貸している。そのうち体育館には1週間に10グループ前後のママさんバレーや卓球サークルの利用がみられる。彼女等の中には幼児を持つ母親も多く、練習中幼児が体育館の中

をウロウロ危険である為「体育館内幼児入場禁止」というきまりをつくった。

これに対する各グループの対応のしかたはまちまちであったが、ほとんどのグループで幼児を持つ母親がやめてゆくという現象がみられた。あるグループのリーダーの口から「私達も子どもが小さい時はがまんしたんだから、みんなの迷惑になるようじゃこまるものネ」という言葉を聞いた時はショックだった。

参加者には多様な生活環境がある。そのひとりひとりのもつ問題をみんなのものとして共有し、いっしょに考え、解決してゆくことにより、グループの連帯の力も強まり、質的向上もはかられると考えられるのに、他の人の問題を自分のものとする事のむずかしさを改めて感じさせられた。

母親達の働く婦人に対する見方もきびしい。

ゴミを捨てるくせに勤めに出ちゃって清掃当番には参加しないとか、PTAの役員をやりたがらないとか、誰かが責任を負わなければならないこ

とを客観的にできない人がいると、その人をひどく攻撃する。

しかし、地域全体をよりよくしてゆく為には、それぞれの生活の違いがあるのだから、みんなができるときでできるところで参加してゆけば良いのではないか、という姿勢に立てば、むやみに働いている婦人達を批難することはなくなるのではないかと思われる。

このように、今自分が置かれている立場でものを言い、相手の立場を考えないと、婦人どうしが手をつなぐことができないどころか、反目しあわなければならなくなる。

今、婦人の地位向上を叫ぶ声はあちらこちらで聞かれる。

しかし、日常的な生活の中で、お互いの立場や生活を理解しつつ、手を結びあってゆかなければ、その声が結びあい大きな連帯の輪になってゆくことはないであろうと思われる。

## V 「家庭基盤充実構想」への批判

### 1. 「家庭基盤充実構想」とは

54年6月に家庭の意義を強調した政府与党による「家庭基盤の充実に関する対策要綱」が出されて以来1年の間に、関係省庁による「家庭基盤充実のための基本的施策のとりまとめ」（55年2月——家庭基盤充実構想推進連絡会議——）、政策研究会による「家庭基盤充実のための提言」（55年5月29日——家庭基盤充実研究グループ——）があいついで出されている。（以下「対策要綱」、「基本的施策」、「提言」と略す）

これらは、いずれも高度成長期の経済優位・効率偏重によって見失なわれてきた“暖かい人間関係”そしてこれを回復する場としての“家庭”の意義を見直そうという道徳的キャッチフレーズを

かかげ、近代化・工業化・都市化の波にあらわれた家庭が数々の家庭機能（とされてきたもの）を失いつつあるという危機意識と、一方で同居志向の強さ、貯蓄率の高さといった日本の特質によってよくこれを切り抜けてきたという評価を併存させている。これらは、個人・家庭の目的努力の精神をあらためて強調、政府はこれを支援する方向で施策の展開をはかるべきだとしており、そういった日本型福祉社会形成への強い意欲が示されている。（注1～3）

（注1）われわれは、かかる国民的特質（①貯蓄率・保険加入率の高さ ②家族主義的企業内労組 ③同居率の高さ）を維持発展せしめながら、日本の福祉社会を実現し、家庭基盤の強化充実をはかって行かなければならない。（「対策要綱」）

（注2）家庭基盤充実対策は、各家庭の主體的な努力により積極的な対応がなされることを基本

とし……施策を進めもって新しい福祉社会の実現のための基礎を整えることに資するものである。

(注3) 政府の施策は、このような自助努力を支援する方向で展開すべきであり、それは新しい社会に向っての先駆的な挑戦を意味するのである。(「提言」)

以上、「対策要綱」「基本的施策」「提言」は、ニュアンスの違いはあるものの、現状認識、方向性ともにほとんど一致しており、このような家庭の意義と自助努力の強調を基調とした一連の政策体系が、家庭基盤充実構想である。

## 2. 問題点は何か

日本型福祉社会という考え方は、これら一連の家庭基盤充実政策において、はじめて提起されたものではない。これより先に国の中期計画として打ち出された「新経済社会7ヶ年計画」では、日本型福祉社会の実現を国の経済運営年月の基本方向の1つとして位置づけている。

7ヶ年計画では、国民の公共に対するニーズが、住宅・生活関連社会資本の整備、社会保障の充実・教育文化施策の充実等を中心に高まっていくが、これを従来のやり方で充足すれば公共部門の肥大化・経済の非効率をもたらすことになると予想しており、これを避けるためには「個人の自助・努力と家庭及び社会の連帯の基礎のうえに適正な公的福祉を形成する」必要があるとしている。

すなわち、高まる国民の公共ニーズを個人→家庭・地域→公的福祉の公私にわたる段階的充足システムによって吸収し、その中で「公と私がそれぞれの役割と機能を適切に果たす」ことが期待されている。これを受けるような形で、家庭基盤充実政策は家庭を「国家社会の中核組織」「社会の繁栄の柱」(「対策要綱」)、「社会の基礎的単位」(とりまとめ)、「もっとも大切な基礎集団」(提言)としてその意義の見直しを行っており、ここでは「私→公」の段階的充足システムにおいて家庭の果たすべき役割を重視することが、効率よい

政府を実現するための前提であるという共通した認識があるものと思われる。

又、7ヶ年計画で強調される「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」「我が国独自の道」及び「そのための施策の整合化・総合化」といった一連の発想はほぼそのまま家庭基盤充実政策の骨子に重なるものである。(注4) (注4) 「よき生活」とは、各個人や各家庭の自立・自助努力と、職場・地域社会などにおける相互扶助努力や、中央・地方を通じる政府の公的扶助などの支援、諸施策とが相互に補充し合い、均衡のとれた発展をすることによって実現されるものである。(「提言」)

このように家庭基盤充実政策は単に家庭を対象とした独立した政策ではなく、国の総合計画の重要な一環であり、日本型福祉社会実現のために国民に提起された1つの役割分担論であるといえる。従って、分担の具体的中身が何であるかが問題の1つである。

又、一連の政策においては、家庭基盤充実のためには総合的施策が求められるとして、教育・医療・福祉政策・住宅都市政策・農漁村対策等、幅広い政策提言を行っている。これらは、日本型福祉社会の核として家庭を充実強化するためには、もはや“家庭の大切さ”を精神主義的に強調するだけでは不可能であり、家庭外の諸条件に対しても見直しが必要であるという政府側の自己認識を示している。

従って、家庭外の諸条件の見直しがどのような視点から考えられているか、すなわち家庭の充実・強化と補完する家庭外システムの在り方がどのようなものであるかは、家庭基盤充実構想を全体としてとらえるためのもう一つのポイントである。

「ゆとりと風格」「人間味あふれる」「うるおいある」といった形容句を「家庭」に散りばめた「対策要綱」「基本的施策」「提言」等の家庭基盤充実政策は、あたかもこのような家庭を実現するための施策である。若しくはこれらの施策が実現されれば、おのずとそのような家庭が生じるといったバラ色のイメージを与えている。しかし、

(1) 日本型福祉社会(家庭基盤充実構想)にお

いて家庭に期待される役割

(2) 日本型福祉社会(家庭基盤充実構想)において家庭を補完するシステムの在り方の2点について、この政策の導くものを点検してみれば、そこに描かれたバラ色のイメージにどれほどのリアリティがあるか確認できるものと思う。

### 3. 具体的点検

家庭基盤充実構想における特徴的施策は主として次の3つである。

- (1) 「各家庭の主体的努力(「基本的施策」)とこれを助ける政策
- (2) 「家庭と地域社会の連帯の強化(「基本的施策」)」とボランティア政策
- (3) 「民間のサービス機能の活用(「基本的施策」)とその誘導政策

又、政策の対象とされる家庭関連分野は主として次の5つにまとめられる。

- ア、高齢者の介護にかかわる分野
- イ、育児及び教育にかかわる分野
- ウ、住宅及び生活環境にかかわる分野
- エ、自立困難(恵まれない家庭)の援助に関する分野
- オ、家庭の経済的基盤の形成に関する分野

ここでは、これらア～オの諸分野が、前記(1)～(3)の政策のどのような組み合わせによって対処されようとしているかを点検してみたい。

この中でも、ア(高齢者介護)とイ(育児・教育)は、何よりもまず「各家庭の主体的努力」が基本とされる分野であり(注5)、政策的には(1)が主とされている。

(注5) 老親の扶養と子供の保育と躾は、第一義的には家庭の責務であることの自覚が必要である。(「対策要綱」)

#### (1) 「高齢者介護」の問題点

具体的に、ア(高齢者介護)からみると、家庭の主体的努力を助ける政策として、三世同居の

推進に伴う諸施策が考えられている。これは後に述べる住宅の持家政策とも関連するが、税及び住宅取得において同居世帯に優遇的措置を行うことによって、国民の「同居志向」を現実の同居にむけて誘導しようというものである。(注6)

(注6) 老親扶養三世家庭のため、国として諸種の優遇措置を取り、それが可能な条件づくりを考えなければならない。(「対策要綱」)

ここで、経済企画庁国民生活局編による「日本の家庭」に示された現状分析と施策の方向を中心に、高齢者の扶養と介護問題における三世同居の持つ意味をみてみたい。これは、一般に「家庭白書」と呼ばれ、先に紹介した「基本的施策」はこの中に収録されているものであるが、その副題を「わが国の家庭の現状と今後の課題」として最も多くのページを第Ⅱ章第3部「高齢化の進展と家庭」にあてている。

この中では、老後のすごし方を、一貫同居、中途同居、一貫別居に分類して、一貫別居を特に問題視している。これは、配偶者を失い一人暮らしになった場合や、病気・老衰等介護が必要となった場合、一貫別居では「公的サービスではカバーしえない部分が多い」としているためである。家庭基盤充実構想において、三世同居は「世代間の相互扶助」(「基本的施策」)と考えられており、行政はこれに対し「家庭の負担を軽減する」ための種々の事業——家庭奉仕員派遣・ねたきり老人短期保護・デイサービス——に努めるものとしているが、これらの行政サービスは飽くまでも同居家庭の周辺にこれを助けるものとして設けられているにすぎず、一人暮らし老人(一貫別居の結果介護者のいない老人)はあらかじめその対象からはずして想定されている。家庭基盤充実構想の行政的諸施策は同居老人及びその家族が中心になっていると言える。

一方、これらの諸事業の対象がこれまでは低所得老人に限られていたため、「所得制限を多少超える程度の人には却ってサービスが受けられないという状況」が生じているので、「福祉サービスにおける所得制限をなくし、……受益者負担の原則のもとに対象を拡大する」としている。介護を必要とする老人をかかえた上に、受益者負担の行政



サービスとなれば、三世同居家庭の現実はかなり厳しいものとなる。

更に、「日本の家庭」では、民間機関（企業）やボランティアによるサービスを「家庭介護機能の強化補完」として位置づけている。これは政策的には前述の(2)・(3)にあたるものである。特に(3)にあたる「民間機関」については「今後は高令者自身が年金などの収入や多少の財産をもつケースも増大しているところから、民間部門が適当な代価で福祉サービスを提供する市場を整備することも必要であろう。」としており、高令者自身の負担による新しい福祉サービス市場を予想している。

これは、先に述べた「新経済7ヶ年計画」において、「産業構造の転換」の3本柱（①知識集約化 ②サービス産業の高度化 ③成長事業分野への産業調整）の1つとして打ち出された「サービス産業の高度化」と附合するものであり、ここでは、公私の役割分担論と、新しい産業政策の方向が見事に結合されている。（注7）

（注7）今後、特に国民の要請が高まるとみられる教育・文化・保健・医療・福祉等の社会的サービスの分野については、公私間の役割分担・費用分担のあり方を見直した上、民間部門による供給を促進し、民間資金の活用を図る。（「新経済社会7ヶ年計画」）

後に述べるイ（育児・教育）にも関係するが、こういった福祉分野への企業進出はすでに急速ないきおいですすんでおり、今年度（55年）の経済白書によれば、従業員数で見た場合50～53年の間の全産業の伸び6.3%に対し、医療・保健・社会福祉分野では19.3%もの伸びを示している。この中でも特に増加が目立つのは老人福祉施設と保育所の従業員であるという。一方、こういった福祉産業の急速な成長の影で、民間老人ホームの倒産、ベビーホーム事故といった悲劇もあいついで起きている。家庭基盤充実構想の一環として積極的な育成導入が図られている。これら(3)の政策は、公私間の役割分担、行政の効率化の名のもとにすすめられる極めて問題の多い産業政策であると思われる。

ところで、いずれにしろア（高令者介護）の基本とされる三世同居政策は国民の同居志向の高

さを前提にしているものの、実際には老人と子ども同居率は年々低下しており、昭和35年には65才以上人口の87.3%が子と同居していたのに対し、40年84.8%、45年79.9%、50年75.5%と3分の4にまで下がってきている（国勢調査）。又、親の扶養観をみても「どんなことがあっても扶養すべき」とする者は33.2%と約3分の1にすぎない。問題は「余力があれば扶養すべき」とする47.6%の者が、実際に三世同居政策に誘導されて同居に踏み切ることができるかどうかにかかっているわけであるが、三世同居政策そのものがこれまでみたように私的負担の増大を前提にしている以上、必ずしも政府の思惑どおり国民的選択として実現するとは言いがたい。

まして、福祉を民間に託すような産業政策の結果、老人介護や老後生活そのものに多額の金がいるようになれば、家計のやりくりのために働きに出る家庭婦人も増加するであろう。（ちなみに総理府家計調査によれば、家計に占める妻の収入の割合は昭和35年の2.2%以来徐々に上昇しており、53年には7.0%まで伸びている。）その時、家庭における介護を誰がになうのか、「家庭と地域社会の連帯」を標榜する(2)のボランティア政策が果たして有効に組織されるのか、かなり危ぶまれる。「日本の家庭」では、わずかに一行この問題にふれて、「（同居世帯において）若い妻が働いている場合は、親の世代の健康が衰え、介護が必要になる時期が大きな問題になる。」と問題の指摘をするにとどまっている。

## (2) 「育児・教育」の問題点

次にイ（育児・教育）の分野であるが、育児については老人介護以上に家庭を基本にした政策形成が行われており、家庭教育の重要性を強調する家庭教育普及事業を中心に、育児休業制度、保育所政策、更に「適正な対価を伴うベビーシッターのネットワークの育成」「地域の育児機能の増進」等（「日本の家庭」）が家庭の育児機能を補完するものとして配置されている。

この中で、保育所については「地域の保育需要の実態に応じた保育所の整備を進める」「基本的

施策」としているが、「日本の家庭」によれば、保育需要の実態そのものを要保育児童（保育に欠ける児童）の率——学齢前児童の18.6%という低い数値——を前提におさえているため、結果的には現状でかなり充足しているという結論が導かれている。

更に、「対策要綱」と前後して出された「乳幼児の保育に関する基本法制定の基本構想」に至っては、保育所が「親の育児放棄の道具にされ……より楽をしたい、より余裕のある生活をしたいという甘えを助長している」として、「家計が成りたっているのに乳幼児を保育所に預けて働きに出る母親」を批判し、家庭保育の重要性を再認識すべきと強く迫っている。ここで家庭は「乳幼児保育の原点」に位置づけられ、「家庭での保育の重要性から、母親が家庭において乳幼児を保育できるよう、社会保障給付その他の制度を含めて総合的に検討されるべきである。」とする昭和49年の中央児童福祉審議会の答申を引用して前述のような母親に対し、歯どめ措置が必要としている。

保育は、女性の就労と密接な関連を持つが、既婚女性の就業率は年々上昇しており、前述経済白書によれば、25～39才層では更に高まっていくものと見られている。家庭基盤充実構想における育児休業制度は、出産・育児期の母親に帰せられる家庭責任と就労の矛盾を解決する目的から提起されているもので、「基本的施策」ではこれを勤労婦人の「家庭生活と職業生活の調和」であるとしている。しかし、既婚女性の労働力は、若年労働力の代替として、又サービス産業を担うものとして、その確保がすでに需要側からの社会的要請になっており、これを受けながらも、「乳幼児保育の原点」としての家庭という基本構想を崩さずに女子労働力の供給を図っていくための布石が、家庭基盤充実構想の育児休業制度等にあらわれているものと言えよう。

又、保育における(2)のボランティア・地域連帯政策は、非常に抽象的で具体策はなく、(3)の民間サービス機能の活用等の政策については、老人介護のところに関連して述べたとおりである。なお、家庭教育普及事業が、文部省の指導のもとに社会教育の一環として母親教室・婦人学級といった形

で強力に推進されていること、その中で父親の子の教育への責任が旧来の「父親の役割」の再認識といった形で取り扱われていること等をつけ加えておきたい。

### (3) 「住宅・生活環境」の問題点

ウ（住宅・生活環境）に関する分野については、地域医療体制の推進、生涯教育の推進、公園・文化施設等社会資本の整備、上下水道・廃棄物処理・道路の改善といった都市政策、果ては防災対策までも含めた全般的な生活環境の形成がうたわれている。これらは、政策的には(1)～(3)の中で(1)に該当するものと考えられるが、従来の地域政策を列挙したにすぎない。この分野で「家庭の主体的努力」に関連してその柱となるものは、住宅取得環境の整備として打ち出された勤労者財産形成持家融資制度であろう。この持家政策は、オ（家庭の経済的基盤の形成）と連動するもので、家庭基盤充実構想の経済的基本政策であるといってもよい。というのは、持家は重要な貯蓄動機となりうるとともに、資産選好としての側面があるからである。しかし、持家政策が果たして家庭基盤の充実につながり、生活の安定・充実に貢献するかという点については非常に曖昧である。

例えば、今年度の経済白書は、「家計の貯蓄超過が経済発展の源泉である」との立場から、貯蓄動機の分析を詳細に行っているが、その中で「住宅等の実物資産をこれまで以上のテンポで増やそうとする動きがなければ、貯蓄率は低下に向かう可能性がある」といった危惧を示している。政府は持家は国民の根強い要望であるとしながら、実際には持家需要の動向が貯蓄率に影響を与え、ひいては経済発展を左右するものであることを踏まえた上で住宅政策をおすすめているのである。一方、一般勤労者世帯にとって持家はローン等の負担の増加を意味することが多く、その返済は家庭基盤充実どころか、家庭崩壊さえ生みかねない。

にもかかわらず、「自助の基本」「憂情の基礎」とされる持家は、前に述べた三世代同居や地域連帯強化の拠点として位置づけられており、こういった住宅に対する私的負担が、福祉の肩がわり

さえ演じさせられているところに、日本型福祉社会としての家庭基盤充実構想の特色があるものと思われる。(注8)

(注8)「持家」はその家庭に自主独立の精神を与え、住居に対する憂情と家族の連帯感をはぐくみ、地域社会への関与の精神を生み出す筈である。持家取得を中心とした住宅政策の強化こそ、家庭基盤充実に関し政府が取るべき最重点政策の1つでなければならない。(「対策要綱」) 関連して、オ(家庭の経済的基盤の形成)について若干追加すると、ここでもやはり政策(1)に該当するものとして「各家庭の主体的努力により積極的に資産を形成することを助長し……個人貯蓄の整備に努める」(「基本的施策」)とある。資産形成が持家と結びついていることは前述のとおりであるが、「社会保障の成熟が、老後のための貯蓄動機を弱めることも考えられる」(「経済白書」)という認識に立てば、貯蓄動機を低下させないためには社会保障を未発達にとどめることがむしろ必要であり、従って個人貯蓄の奨励は「家庭の主体的努力」による老後保障となりうることを示していると言えるのではないだろうか。

#### (4) 「自立困難家庭援助」の問題点

最後にエ(自立困難な家庭の援助)であるが、これは「家庭の主体的努力」が全く不可能な家庭、又はその限界を越える分野に対するものであり、家庭基盤充実構想の中で、唯一、行政の主体的役割が強調されている。しかし、その対象は、障害者をかかえる家庭・母子家庭・生活保護家庭等々であり、福祉政策としては最低の救済的施策である。この分野については、何故か「福祉基盤の充実」(「提言」)といった表現が用いられている。

以上、家庭基盤充実構想の主要分野について点検を行ったわけであるが、総じて言えることは、「家庭の主体的努力」の範囲が従来よりはるかに広がっていることである。しかも、それを導くための政策——精神主義的キャンペーンによるもの(世論形成)及びお金によるもの(融資制度・税優遇等)——がすでに推進されつつあり、それらが低成長以降の産業政策と密接にからみあいが

ら、新たな役割分担を国民に要請しているといえる。この構想からは介護一同居一持家、老後一貯蓄一福祉産業、保育一女性労働一サービス産業、同居一持家一貯蓄といった幾つかのパターンが浮かびあがってくるが、そのほとんどは家庭と産業、政策的には(1)と(3)の組み合わせによるバリエーションとなっている。その意味では、行政サービスの見直し・効率化がすすめられる中であって、家庭基盤充実産業とでもいうべき福祉・生活関連産業がそれに代わるものとしては最もリアリティを持っているように思われる。一方、(2)の「家庭と地域社会の連帯の強化」にあたる施策は、抽象的かつ不明瞭で、ボランティアの有効活用や開かれた家庭といった上からのかけ声だけでは、家庭を補完しようようなコミュニティ形成には至らないように思われる。

## 4. 家庭基盤充実構想と婦人

家庭基盤充実構想が、家庭の役割を拡大するものである以上、相当ドラスティックな性別役割分業の見直しが伴わないかぎり、これが女性の家庭責任の強化になって現われることは当然の勢いと言えらる。「乳幼児保育の基本法制定の基本構想」はその典型である。

ところで、「提言」では「婦人の生きがいと生活設計——婦人のための家庭基盤充実——」として、次の3つの方向をあげている。

- ① 子育て後の中高年婦人の生きがいと生活設計への支援
- ② 専業主婦の社会的評価
- ③ 希望する女性に能力に応じた雇用

これらを、婦人の自立——労働権の保障といった観点から見た場合、(1)女性の一生を専業主婦としてとらえ、評価する視点はあっても、働く者としてとらえる一貫性がない、(2)「子育て後の中高年女性」「能力に応じた」といった女性に対する限定・分断が基本にある等が指摘できる。女性の労働力が社会的にすでに無視しえなくなっているにもかかわらず、女性を専業主婦としてのみ一貫して評価

する姿勢は、女性を危機的な立場に追い込むことになる。家庭重視のキャンペーンが、能力ある一部エリート女性を除いて、家庭責任と就労をパートという形でかろうじて調和させる多数の既婚労働者を生むことに拍車をかけるであろうことは充分予想できる。そういった主婦の労働力は、家庭に縛られている故に市場の操作が容易であり、安価な労働力となって企業の需要を充たすであろう。

こういった問題の立て方は、国際婦人年以降の女性の歩みを出発点に引きもどすだけでなく、新

しい産業構造に女性を組み込み新たな矛盾をもたらすことになる。女性の自立の立場からも、家庭の在り方とそれを助けるシステムを全く別の角度から立て直し、広く社会生活全般との関連の中でこの問題に取り組んでいかねばならない。家庭基盤充実構想には、具体的な地域コミュニティ形成への構想や、家庭における新しい人間関係の方向、性別役割分業の是正といった視点が欠けており、これらを女性の自立の問題と関連させるところから、新しい展望が開けるのではないかと思われる。

## VI 婦人総合センターの建設と運営

### 1. 管理と運営

- (1) 婦人総合センターを建設するに当って、県は、この施設づくりを「県民との共同作品」にすることとした。

したがって、どんな施設にするかについては、基本構想からはじまって、その機能、構造の具体的原案作成についても、関係する婦人団体や、多くの県民、専門家などの参加を広く求めてとり組んだ。

- (2) この姿勢は、当然のことながら施設オープン後の運営についても貫かれねばならない。

県民参加の1つの手法としてとられた「5万人アンケート」の結果の内、センターの運営については、“行政による管理であっても、利用者参加による運営であるべき”との希望が多くよせられている（全体の61%）、利用者がいかに効果的に、公平に、民主的に利用できるかが、管理と運営の基本姿勢であること等を待たない。

- (3) そこで、今まで示されたセンターにかかわる企画・施策の数々の中から管理についていえば、5つのセクターが自立した専門部門として機能する要素はもちろん必要であるし、この部門にこそ、ユニークな味わいを出してほしいもので

ある。が、各々の機関がセクショナリズムの支配するところになると、従来の官営施設が単に寄せ集まったものになってしまうので（特にここで附言しておくが、たとえば母子福祉、婦人職業、生活科学セクターが設置されることにより、既設運営中のものを安易にここに集中させることは問題である）あくまでもセクションとしての考え、すなわちフローチャート（基本構想パンフ3ページ）の示す各々のセクターや、婦人のひろば、集会室群間の流れをつなぐBar（Arm）のもつ意味を重視しなければならない。

つまり、このフローチャートの示すものBar（Arm）はそのまま、これらを利用する人の流れを結びあったものと考えてみたいのである。

- (4) 何かしらの目的をもって利用者がセンターを訪れる。目的だけ達したらそれでおしまいとするならば、単なる貸ホール、貸施設による閉鎖的研修機関になってしまうだろう。そうでなく、利用者がセンターに入ると、より広いもの、より深いものを発見することができ、期待以上の充実をもたらすことが出来たらすばらしいことだ。

皆が集まる場所、ひとつの流れがあるところ、見やすいところに、さりげなく、展示品・パネル・情報などがセットされることによって、そんな効果を望むことはできないだろうか。年に何回か、四半期ごとでもよし、展示・情報な

ど、いつも生き生きと婦人（利用者）の心をとりえるものを絶えず企画し公開する。

(5) そして、これらの運営の主体は、常に利用者自身である。

つまり、一言でいえば企画・運営・実施のすべてにわたって、婦人のボランティアのエネルギーをフルに活用するのである。

入口のホールには何でも相談のコーナーがあって気軽に声をかける雰囲気がある。この相談コーナーの人も、展示・各種のつどい・学習・図書館・情報・テレホンサービス・外国の利用者へのサービス（日本の文化を伝えるなど）・センターの活動のニュース・各関係機関との連携・老人・医療・託児・通訳などなど、すべてにわたってボランティアの力を大胆に組みこんでいく。

さらには、ある学習に呼ばれた講師などもその日は、センターのボランティアとしての時間を提供するなどどうであろうか。

カフェトリウム、宿泊者のためのフロアなどの空間を利用して、「きょうは〇〇先生がみえています」と集会ボランティアが、当日来館の多くの人たちに先生を紹介すると、先生も、その輪の中に入って交流する。

深い交わりにはならないかも知れないが、そこでの講師の一言や行為が、思いがけぬ収穫を生むかも知れない。

さわやかで 明るくあたたかい交流

ボランティアの創り出すアイデア、能力を充分活用すれば、センターのイメージ「自立と連帯のシステム」の実現に、はかり知れない効果をあらわすであろう。

ところで、このボランティア活用をシステムとして導入すれば、行政側の人的手当ては少数でよい。

しかし、ぜひ応分の資質（たとえば、ボランティアによる自主運営のルールづくりに適切な助言者となったり、利用者のニーズに充分応える専門性の高い人であることなど）を具えた人であってほしいのである。

## 婦人総合センターを婦人の手で（アンケート要約）

「市民の、市民による、市民のための施設」との理念でスタートした神奈川県婦人総合センター建設について、緊急課題として取り組んだ。即ち婦人問題解決のハードな面からのアプローチとしては、全国初の施設であり、当初、知事を先頭にかなりエネルギーにに取り組んでいたが、施設の建設としては初めて県民参加のソフトウェアを導入した点がその後徐々に取りはずされ形式的な県民参加に陥ってしまったのは残念である。しかし心ある婦人グループの根強い運動は、いずれの日か実を結ぶだろうし、この分科会のメンバーのそうした婦人グループの自主的な行動一たとえば、今年6月7日横浜市婦人コーナーに県下の革新的16の婦人グループが全くの自主的に集会を開き行政との話し合いを持ったことは、神奈川県運動の歴史的集会と言える一に対して、自分達の考えを率直に出し合うという事でアンケートを行ってみた。婦人総合センターづくりについて、当時それ程知られていなかったため、理解を得るためかなり解説を加えたアンケートになったが、全体として「県民参加」「中枢性と総合性」「全国初の総合センター」に焦点をあてた回答となった。

### ① 県民参加

基本構想パンフレットに端を発した2月定例県会が2日延長（県民環境常委）した真の理由は、単に「仮称」の有無「装幀」の派手などではなく、全国にも画期的な政策決定方式であった県民参加方式を押しつおすという保守側の鋭い感覚からくる狙いがあったと分析されねばならない。そして狙いは成功し、その後は一度も県民参加は行われていない。（一部婦人団体のリーダーを集め合意形成を図っているが、これは県民参加と言えず従来からの説明会である）。40億円の税金を投じ作られる施設を有効に活用するには、可能な限りの県下婦人が参加することである。その手始めの政策決定方式が葬られた事は致命的であった。

しかし、今後の問題として、管理運営について取り組まなければならない。基本構想パンフレットの「12の合意」を実現するために、婦人自らが、個人として、グループとして管理できること、運営できることを具体的にまとめあげることが早急に求められている。行政の原案説明会で賛成するだけでは「12の合意」は達成できない。今婦人達が自発的に集い意見を出し合い一定の合意を形成していく環境づくりを行政に要求していかなければならない。

## ② 中枢性・総合性

婦人問題は単に女の性を持った人達だけの問題ではなく、差別・抑制・支配・規制を「する側」と「される側」の闘いの場面としてとらえてはならない。その構造は、男対女、女対女、男対女の組み合わせの中にも見られる。従って県の行政機関として機能するには、行政全体と関連するため機構・権限・予算に充分に発

揮できる強力なスタッフが求められる。「タライ回し」が回避され、問題解決ないしは解決の方法のメドが立つための情報と資料の提供、さらに実践活動が総合的に求められる。

## ③ 全国初の総合センター

市町村レベルでのコミュニティ施設が必要なのは当然であるが、それ故に中枢性・総合性を備えたセンターが後まわして良いという事にはならない。同時に必要である。県レベルでは全国初の施設に相応しい新しい酒を注がねばならない。婦人の側から行政に先んじてプログラムを提示していく時期と思う。国際的にも平和の問題にも深く関連する施設として在存すべきである。全国的にも注目をあびているだけに自信をもって新しい手法に挑戦すべきである。そしてここから県下に散らばった、自立した婦人達がグラスルートの運動を通して真の革新をささえる力になるのである。

### 婦人問題分科会アンケートの様式

#### 婦人総合センターを婦人の手で

婦人総合センターの基本構想パンフレットは、婦人による婦人問題解決のための総合的施設を必要とし運動してきた成果に他ならない。次の諸点について皆さんの御見解を述べてください。それを整理し一定の見解として発表していきたいと思えます。

- (1) 県民参加について最近保守側が使い出した真意を正確にとらまえねばならないが、どのような視点でお考えか。  
( )
- (2) 参加については、行政側が常とう的に言う、時間的・予算的・人的制限を乗り越え可能な限り多様な集会を開催することが基本と思われるがどのようにお考えか。  
( )
- (3) 一点豪華主義・江の島の不便さ・多くのコミュニティ施設が先に必要との繰り返し議論は、保守層婦人を中心とする勢力の県民参加への挑戦であると思われるがどのように思えますか。  
( )

- (4) このパンフレットは婦人解放運動の新しい動きの中で、差別・自立・参加を認識した婦人の連帯の結果であり“婦人よ立ちあがれ”という呼びかけを感じるがあなたはどう思いますか。  
( )
- (5) 各地の地域コミュニティ施設の充実を推進することと同時に婦人問題解決の大きなうねりとしての婦人総合センターが必要であると思われるがどう思いますか。  
( )
- (6) 婦人が立ちあがり、江の島が拠点になると困る人々がいる。出る杭は打たねばと思っている人々を圧倒するには婦人自身の団結の力しかないと思われるがいかがか。  
( )
- (7) 横浜市婦人会館には、婦人の自主運営のチャンスがあったが、婦人間の分裂により行政主導となった。婦人総合センターについても、男性(行政側)は“どうせ婦人総合センターもそうなる”と冷やかに考えていると思うが、あなたはどう思いますか。  
( )

## VII 婦人問題に関する提言

### 1. 行政に対する提言

(1) 神奈川県婦人労働白書を公表すること。その内容としては

- ア. 賃金、昇進、昇格等労働条件の差別
- イ. 採用における差別の実態（産業、規模別等）
- ウ. 雇用形態、定年退職金について
- エ. 労働災害の実態（労働安全衛生法）
- オ. 家内労働者の実態
- カ. 労働相談の内容と件数及び対策
- キ. 訓練（公共、企業内）及び労働教育

(8) 保守側の県民参加までを取り込んでの巧妙な攻撃に対して、不明確な行政の姿勢をただし、婦人問題の原点に帰ることが、今知事に求められていると思うがこれについてどう思われますか。

( )

(9) 5つのセクターの総合性を追求し、効果を発揮させることは、困難と思われるが、ネットワークの研究をすすめ、中枢機能をもつことにより可能である。縦割行政による雑居ビル又は安あがりのワンバックセンターにははならないと思うが、何か具体的な方策が考えられるかどうか。

( )

(10) 婦人問題解決の多様性には、婦人自身が直面している参加がその多様性に依じて保障されなくてはならない。一部保守側のボスの婦人のかきまわしに左右されることなく婦人自身が行動を起こす時であり汗を流す時と思うがいかがですか。

( )

(11) 5つのセクターの具体的事業と婦人問題解決がどのようにかかわっていくのか、どのように自主管理・運営が保障されるのか具体的カリキ

ク. 母性保護の実態と保育（認可、無認可、自主、企業内の各保育所）と婦人労働者について  
ケ. パート労働（就労形態、賃金差別、意識、未組織パート労働者の権利擁護）

(2) 婦人差別救済機関を設置すること。

ア. 苦情処理委員会

イ. 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」を早期に批准するための推進委員会、このために、従来の県民部婦人班を婦人問題対策室と改組し部局・各委員会事務局等に婦人問題専門の担当者を配置すること。

ウ. 婦人差別オンブズマン制度を研究すること。

ユラムへの参加プログラムが提示される時期と  
思うがどう思いますか。

( )

(12) パンフレットの12の合意が忘れ去られている。行政にとって都合のよい機能・事業内容・ネットワークの再編成がなされようとしている。我々は何を主張したら良いか御意見を願います。

( )

その他自由意見何でも結構です。

( )

(注) 5つのセクター

- (1) 母子福祉セクター
- (2) 婦人職業セクター
- (3) 生活科学セクター
- (4) 生涯学習セクター
- (5) 婦人総合セクター

12の合意

- (1) 利用しやすい場所
- (2) 自立と連帯のシステム
- (3) 3つの領域、専門・共通・自由
- (4) 自立した専門部分
- (5) 多様に利用できる共通部分
- (6) だれでも・いつでも・自由に入れる「ひろば」
- (7) 形式ばらないサービス
- (8) 自分でやる部屋
- (9) かけこみ寺
- (10) カフェトリウム
- (11) 人間的な配慮
- (12) 3つの原理、利用者の主権・国際的な知恵・適正技術の開発

(3) 雇用推進会議、勤労婦人問題協議会において「婦人が自立するための労働者の保障としての雇用創出」の具体的政策を提起すること。

(4) 婦人問題解決のために自主学习グループが地域で学習できる場所と研究資料の提供及び学習活動費の助成をはかること。

公共施設の多目的利用として、公立学校等の施設を学習の場に開放すること。

(5) 福祉施設で働く人・ホームヘルパー・看護婦・保母等の労働条件の向上と人員確保、予算の確保に努力すること。

育児休業、適用職種を拡大すること。

(6) 情報提供のための「婦人広報」を定期的に刊行し、婦人問題解決の県と県民とのパイプ役とすること。

ア. 婦人総合センター建設、神奈川婦人の地位向上プラン策定に「婦人広報」を通じて県民参加の実効をはかること。

イ. 婦人総合センターの運営について早急に原案を提示すること。

ウ. 地位向上プラン策定委員会を設け、可能な限り各界の意見を聴取すること。

## 2. 議会に対する提言

(1) 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の早期批准を国に対して求める決議をすること。

(2) 雇用平等法を早期に制定するよう決議すること。

## 3. 労働団体に対する提言

革新県政を推進する労働団体はその運動方針を策定する企画の段階から婦人労働者を参加させること。

## 4. 婦人に対する提言

様々の婦人が、婦人問題解決のために地域で連帯する運動を展開すること。

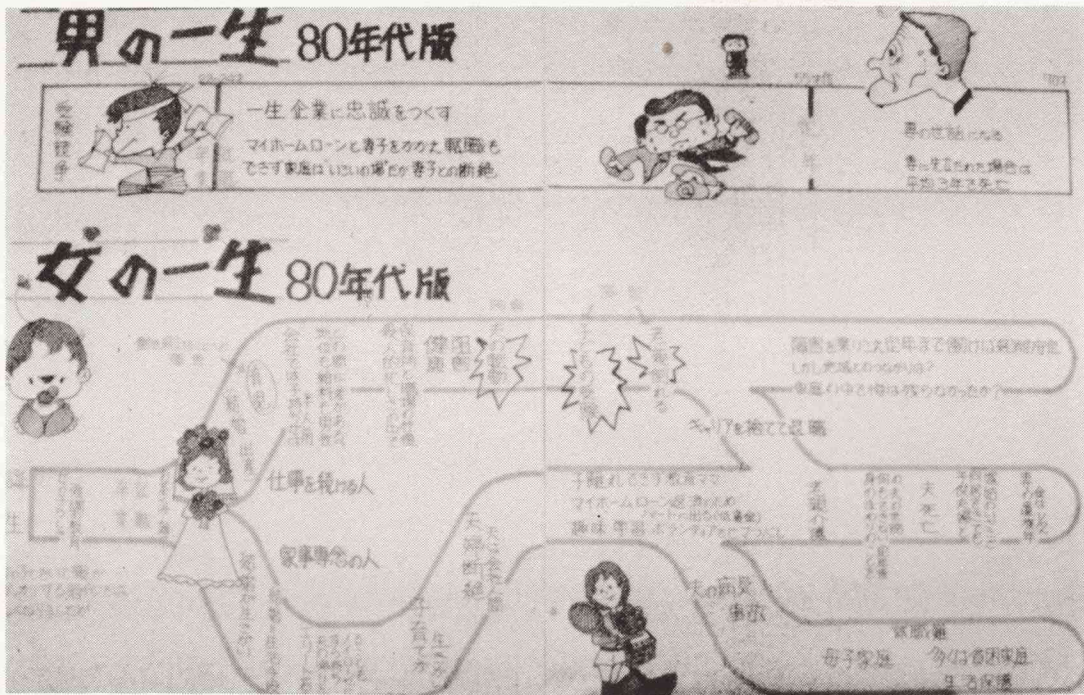
### 公開シンポジウム

## 自治体革新の新段階をめざして

と き ● 1981年1月31日(土)午後1時→5時(正午受付)

ところ ● 神奈川県民ホール大会議室  
横浜市中区山下町・横浜港大棧橋際





12.6 シンポジウム会場に掲示された婦人問題のパネル

## 編集後記

□ 81年の幕があけ、明けましてオメデトウ。今年もよろしくお願いたします。事務所は新春早々から大張切りの大車輪です。それは、シンポジウム「自治体革新の新段階をめざして」の開催準備のため。全国の仲間が一堂に会して自治体革新について語りあう初の試み。ぜひとも成功させたい。そして革新の再出発を期待したい。

□ 81年は統一地方選挙の中間年、県内も選挙の当り年。相模原・小田原・秦野・三浦・横須

賀・逗子の順で6市長選挙が。市議では鎌倉。さらに葉山など4町長と寒川など5町村議員の選挙がある。席(椅子)をとりあうトリ年としゃれながらも、結果を注目していきたい。(上林)

□ 昨年、啼ききってしまった春告鳥が酉年を迎え、じたばた、じたばた。

何故って、昔から辛酉は異変が多いと言われてるもの。構えてかからねば……。

なにはともあれ、本年もヨロシクご指導の程、お願い申し上げます。(桜井)

P.S. 従来は、年度毎に変えていた表紙。今月号から暦に合わせてスッキリさわやか!

会員の皆さんのご感想は?!

1981年1月25日発行

自治研かながわ月報 第38号 (1981年1月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター  
 発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 200円  
 〒 231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3  
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

### 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月 400円 の半年分または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

### 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。